

令和6年10月9日
開催市 気仙沼市

第185回東北市長会総会

各県市長会提出議案

東 北 市 長 会

●防災減災・行財政・環境関係

第1号	国土強靱化、防災・減災対策について	岩手	1
第2号	災害救助法に基づく住宅の応急修理制度の見直しについて	秋田	2
第3号	防災・安全交付金の制度拡充について	青森	3
第4号	地方財政基盤の充実強化について	秋田	4
第5号	ポストコロナにおける地域経済対策及び地方行財政の充実強化について	福島	5
第6号	物価高騰対応に係る財政措置について	山形	10
第7号	再生可能エネルギーの導入促進について	岩手	11
第8号	洋上風力発電の電源立地地域対策交付金対象電源への追加拡充について	青森	13

●少子化対策・教育・厚生関係

第9号	子育て環境の充実について	福島	14
第10号	子ども・子育て支援の充実強化について	秋田	18
第11号	学校給食費の無償化について	宮城	20
第12号	一時預かり事業に係る子ども・子育て支援交付金の補助基準額等の見直しについて	山形	21
第13号	子ども医療費の格差是正について	青森	22
第14号	地域医療の充実について	宮城	23
第15号	地域医療及び国民健康保険制度の充実強化について	福島	25
第16号	令和7年度以降の新型コロナワクチン接種への助成継続について	山形	28
第17号	社会保障制度の充実強化について	岩手	29
第18号	地域における社会保障基盤の充実強化について	秋田	31
第19号	訪問介護事業所の人材確保対策について	山形	33
第20号	障がい福祉サービスの不正利得の返還に係る現行制度の改善について	山形	34

●農水産業・交通・建設関係

第21号	農林水産業政策の充実について	岩手	35
第22号	農業経営の持続性確保に向けた制度の充実について	青森	38
第23号	持続可能な水田農業を実現するための予算確保及び各種支援について	宮城	39
第24号	農業政策の充実強化について	福島	41
第25号	国土交通政策の充実強化について	青森	44
第26号	国土交通政策の充実強化について	福島	46
第27号	交通体系の整備促進について	宮城	48
第28号	交通体系の整備促進について	秋田	49
第29号	社会資本整備及び施設老朽化対策について	岩手	51
第30号	水道事業に対する財政支援の拡充等について	宮城	53

防災減災・行財政・環境関係

国土強靱化、防災・減災対策について

頻発する集中豪雨や記録的な大雪等により、道路、橋梁等は、多くの被害を受けていることから、地方自治体では、大規模な自然災害から人命を守り、経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復するために、国土強靱化地域計画を策定し、災害に強い安全・安心なまちづくりを進めている。

国は、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策として、令和3年度から令和7年度までの5か年で約15兆円程度の事業規模を定めて、集中的に対策を講じることとした。しかしながら、公共施設及び社会インフラの維持、補修及び長寿命化対策等に関しては、近年、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金は自治体からの予算要望額に対する国費配分額が低く、計画的な事業の推進に支障が生じている。

さらに、東日本大震災では、大津波により国家石油備蓄基地の地上施設をはじめ、臨海部の漁港施設、主要企業、観光施設等が壊滅的な被害を受けたところであるが、国が公表した「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震」の想定では、岩手県中部以北の津波高が東日本大震災よりも大きくなると想定されている。加えて、「想定し得る最大規模の降雨」で河川が氾濫した場合の洪水浸水想定区域についても公表されており、これらの津波・洪水から住民の生命を守る津波避難タワー等の避難場所、避難所及び避難路の整備には多額の整備費用を要する。

よって、国は、下記事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 国土強靱化、防災・減災対策の推進について

- (1) 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の事業規模15兆円の確実な財源の確保を図るとともに、今後策定される「国土強靱化実施中期計画」においても、予算・財源を通常予算とは別枠で確保し、計画的な事業推進が可能となるよう継続的に取り組むこと。
- (2) 道路・橋梁等の平常時の維持管理とともに、激甚化・頻発化する大規模自然災害の脅威・危機に即応するため、地方整備局及び管内各河川国道事務所の体制充実・強化を図ること。
- (3) 令和10年度の概成及び令和15年度に完成を目指している久慈港湾口防波堤の整備を推進するため、必要な財源を確実に確保すること。
- (4) 災害発生時における災害派遣、物資、避難者等の輸送手段を確保するため、早急に耐震強化岸壁の整備を行うこと。

2. 最大クラスの津波想定等への支援について

- (1) 津波避難場所等の整備費用に対し、既存の交付金事業において津波避難対策用予算枠を設けるなど十分な財源を確保するとともに、充当率及び交付税措置等が高い地方債の活用を通じ自治体の財政負担の更なる軽減を図るほか、防災対策に対する自治体への助言を行うこと。
- (2) 公表された浸水想定区域内に立地している、避難場所及び避難所に自治体が指定している学校や行政施設の移転・建設に要する経費について、財政支援を行うこと。

災害救助法に基づく住宅の応急修理制度の見直しについて

災害救助法では、同法が適用された市町村において、要件を満たす住宅の被害に対し、自治体自らが実施する現物給付という基本原則の下で住宅の「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」を行うこととされている。この制度は、国の定めた基準をもとに県において実施要領を策定し、市町村がその要領に従って事業を実施するものとなっている。

しかしながら、対象となる工事内容が国により細かく規定されており、被災者が求める復旧工事の実態に即しておらず、要件の対象外であることについて被災者や工事業者に理解いただくことに多大な労力を要しているうえ、対象内外を仕分けする必要がある、工事業者及び自治体職員に多大な負担が生じている。

また、対象要件に関して、自らの資力がないことを条件とし、個別の事情を勘案して判断することとされているが、明確な基準が設けられていないことから判断に苦慮している。そのほか、設備機器類は同等品を条件としているが、築年後 10 年以上経過すると、性能向上等により異なる機器の選択肢がでてくることや、家族構成の変化に伴い機器容量等、現状に合致しないケースがあり、きめ細かな対応が必要とされている。

よって、国は、被災者の生活を早期に復旧させ、現場の実態に即した適切な制度とするため、次の事項について見直し及び緩和を行うよう要望する。

記

1. 被災実態に合わせて対象工事の見直し及び緩和を行うこと。
2. 対象要件について「設備機器類の同等品」を撤廃すること。また、近年の異常気象も考慮し「エアコン」も補助対象として追加すること。
3. 「自らの資力では応急修理をすることができない」と規定している資力要件について判断基準の明確化を図ること。

防災・安全交付金の制度拡充について

水道事業者は、安全で安定した水道水の供給を確保するため、施設能力の増強及び基幹施設の整備を進めてきたが、これらの施設は現在では相当年数を経過し老朽化が進んでおり、その多くが更新時期を迎えている。

また、近年頻発する自然災害に対して強靱な施設整備などが求められているが、給水人口の減少による料金収入の減少等、今後の水道事業体の経営が非常に厳しい状況にある中、水道事業者単独での施設の更新には限界がある。

水道施設の更新や耐震化には、多額の費用を要することから、国の財政支援が不可欠であるが、防災・安全交付金の耐震化事業においては、採択基準の資本単価 1 立方メートルあたり 90 円以上を満たしていない水道事業者は、交付金を受け取れない状況となっている。

また、基幹管路（導水管、送水管、配水本管）以外の管路（配水支管）の更新事業がないため、配水管の耐震化や更新がなかなか進まない状況にある。

よって、国は、防災・安全交付金における水道事業の交付対象事業に係る採択基準の緩和及び対象施設等の交付対象を拡大するよう要望する。

地方財政基盤の充実強化について

地方自治体においては、急激な少子高齢化に対応した子育て支援や医療・介護・福祉・教育の充実、行政のデジタル化、脱炭素化の推進、観光・農林水産業の振興などの地域活性化対策のほか、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化対策など、従来にも増して果たすべき役割が大きくなっており、必要となる財政需要は増加の一途にある。

また、現下の物価高から地域の生活・経済を守るための取組や、頻発する大規模自然災害への対応や国土強靱化に向けた対策など、地方自治体においては、引き続き厳しい財政運営が続くものと見込まれる。

このような中、地方自治体が地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを持続的に提供し、かつ急激な人口減少社会を踏まえた新たな行政課題にも的確に対応するためには、地方税・地方交付税等の一般財源総額の充実確保が不可欠である。

よって、国は、地方公共団体の安定的財政運営のため、地方交付税の総額確保をはじめとする地方財政措置の充実を図るよう要望する。

記

1. 地方交付税については、法定率の見直しを行い、地方自治体の安定的財政運営に必要な総額を確保するとともに、地域間の格差が拡大することのないよう財源調整機能と財源保障機能を堅持すること。
2. 国庫補助負担事業の廃止等にあたっては、地方への負担転嫁とならないよう十分な財源確保措置を講じること。
3. 地方債の総額を確保するとともに、起債充当率の引き上げ、貸付利率の引下げ等地方債発行条件の改善を図ること。
4. 地方分権改革の推進にあたっては、権限移譲とあわせて財源移譲も確実に実施すること。
5. 原材料価格の上昇や円安の影響により、食料品・エネルギーを中心とした価格高騰が長期化しており、住民や事業者に深刻な影響を与えていることから、生活や地域経済を守るための十分な財政措置を講じること。

ポストコロナにおける地域経済対策及び地方行財政の充実強化について

今日の地方財政は、超高齢・人口減少社会を迎え、地方創生への取組をはじめ、喫緊の課題であるこども・子育て政策の強化、福祉・医療・教育の充実、デジタル化、脱炭素化の推進、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化対策、さらには激甚化する自然災害に備えるための防災・減災対策など、従来にも増して果たすべき役割が拡大し、それに必要となる財政需要は増加する一途にある。

このような状況の下、今後の感染症対策を講じつつ、コロナ禍からの地域経済の回復を確実なものとするとともに、現下の物価高騰等に対応するためには、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを提供する必要がある、都市税財源の確保がこれまで以上に重要である。

よって、国は、ポストコロナにおける地域経済対策及び地方行財政の充実強化のため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. ポストコロナにおける地域経済対策等について

- (1) 国は、セーフティネット貸付制度の拡充、経営相談や資金繰り支援などの各種支援策により、中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化と経営環境の整備を支援しているが、事業者の経営に対する影響は広範囲かつ甚大である。経済の回復には多くの時間を要することから、業種を問わず、経済状況が好転するまで継続的に経済対策及び事業者への支援を行うこと。

また、新分野展開や業態転換等並びにD X・G X等に取り組む事業者への充実した支援を継続すること。

- (2) 金融機関に対し、資金繰りに苦慮している事業者に対する速やかな資金提供または経営改善支援を継続するとともに、融資の返済猶予・返済負担の軽減について柔軟な対応を講じるよう働きかけること。

また、自治体が独自に実施する事業者支援策に要する経費に係る財政支援を継続すること。

- (3) 売上等に甚大な打撃を被った観光・運輸業、飲食業等を対象とした観光需要喚起策において、自治体及び事業者等の現場の意見を踏まえ、継続的な支援を行うこと。
- (4) オンラインやデジタル技術を活用したM I C Eの進展が見込まれることから、新たな環境に適応する施設環境整備にかかる支援等を行うこと。
- (5) 地域経済の活性化を目指す中小企業や新事業展開を検討している企業、成長意欲の高い事業主、スマート農林水産業を推進する従事者等に対する支援制度を構築すること。
- (6) 意欲のある若者や女性のキャリアアップ支援の強化をはじめ、社会人のリカレント教育、リスキリングの充実等により「副業・兼業・起業」を促進すること。
- (7) 若者や女性の起業を促進するため、地域の商工会議所や金融機関などと連携した相談体制等の構築やコワーキングスペース等を備えたオフィス等の整備、コミュニティ形成のキーパーソンとなる人材の登用など、スタートアップに関する支援制度を充実すること。
- (8) 物価高騰等が続く中、適切な経済対策や事業者への支援を行うこと。
- (9) 介護サービス事業者は、物価高騰の影響により経済的な負担が増大し、大変厳しい経営環境に置かれており、国においては、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金や追加策等として予備費を活用した支援が行われているところであるが、介護サービス事業者においては光熱水費等のコスト削減等に取り組む一方、利用者への転嫁による対応には限界があること

から、介護保険サービス事業者の安定的・継続的な運営の確保のため、引き続き、物価高騰に伴う影響等への支援に必要な財政措置を講じること。

- (10) 物価高の影響による農業資材の価格高騰については、生産者は価格上昇分を販売価格に転嫁することも困難で営業継続の危機にある中、国は、農業資材の価格高騰に対する影響緩和の枠組みを創設したものの、物価高騰の収束が見通せない状況であるため、今後も支援を継続すること。

また、現在の配合飼料価格安定制度では、輸入原料価格が高止まりする場合においては、畜産経営にセーフティネットとして十分に機能しないことから、生産者が補填金を得られるような仕組みとするとともに、粗飼料の安定供給のためには、国産の飼料利用を促進する必要があることから、国産粗飼料の利用拡大等に取り組む生産者に対する支援を更に充実させること。

加えて、農畜産物の生産者が、生産資材価格の上昇分を反映した適正な販売価格を形成できるよう、国が積極的な広報を展開することにより、国民の理解が得られる環境を整備すること。

さらに、カレント・アクセスによる輸入品目や輸入量は、国産の在庫状況を勘案した上で決定し、特に減産を強いられている牛乳・乳製品等にあつては、国内需要を喚起し、輸出を強化するなどの新たな需要創出の対策を講じること。

- (11) 物価高騰等によりひとり親世帯や減収により生活が困窮するなど厳しい状況にある人に対して、その現状に応じた社会保障制度の拡充など、生活支援策を講じること。
- (12) 地方においては、低迷した地域経済を回復させるために、公共事業による景気の下支えが必要であることから、道路網の整備、国土強靱化など社会資本整備を強力に推進し、地域経済の活性化を図ること。
- (13) 物価高騰等に対して地方が機動的に施策を展開できるよう、地方創生臨時交付金に代わる新たな交付金制度を創設するなど自治体が必要とする財源を十分に確保すること。
- (14) 経済対策給付金等、国から自治体に求められる事務が増えているが、国から措置される経費が実態と見合っていないため、地方自治体が負担せざるを得ないことから、国が行う事業の経費については、全額国費負担による財政措置を講じること。

2. デジタル社会における地方創生の推進について

- (1) デジタル田園都市国家構想交付金については、自治体の判断で自由に活用できる財源となるような柔軟な制度にすること。
- (2) 地方への新しいひとの流れを生み出し、ひいては移住・定住を促進するため、本社機能の地方移転やサテライトオフィスの設置、地方における創業の促進等、時代の変化を捉えた新しい地方創生の実現に向けた施策を強力に推進すること。

また、地方都市では、地域の持続可能性を高めるため、女性が地元で定着できる過ごしやすいまちづくりや働きやすいまちづくり施策が重要であることから、女性の地方への移住・定住策としてのまちづくり施策の一層の強化及び情報発信の充実を図ること。

- (3) ふるさと納税制度については、ふるさと納税ポータルサイトに係る費用が過大なため自治体のまちづくりに活用される寄附金が大きく減額されることから、ポータルサイトの利用料に一定の限度を設けること。
- (4) デジタルサービスの利用が国民の身近なものとなる一方、インターネットを悪用した詐欺行為等は巧妙化し、被害件数は増加傾向にあり、こうした犯罪は直接的な被害をもたらすだけでなく、デジタル利用に対する不安を助長し、デジタル社会への進展を妨げる大きな障壁となっていることから、デジタル関連の詐欺行為等に対して厳罰化を図るなど犯罪抑止に向けた実効性のある対策を講じること。
- (5) 地方における中小企業のDXが進まない要因として、デジタル人材の不足が挙げられることから、中小企業においてデジタル人材を確保するため、リスクリングプログラム新設・運営支援やデジタル人材の確保・育成に関する情報提供等の支援を強化すること。

3. 行政のデジタル化について

- (1) 各自治体における住民記録や地方税、福祉などの基幹系情報システムについては、標準化法により令和7年度を目標に、標準準拠システムの利用が義務付けられているが、すべての自治体が確実に移行できるよう、的確な情報提供やきめ細かなフォローアップを行うとともに、ベンダーに対し情報共有や移行作業における技術的指導を実施すること。

また、自治体ごとにシステムの整備状況や更新時期は様々であることから、人材面や財政面等に不安を抱える地方の意見を聴取するとともに、更新費用が補助上限額を大幅に上回る自治体もあることから、標準準拠システムへの移行が困難なシステムの導入経費を含め、デジタル基盤改革支援補助金の増額や延長を図るなど自治体の負担が生じることのないよう十分な支援を行うこと。

また、AI・RPA等の全国的な共同運用・共同利用を積極的に進めること。

- (2) 令和6年度からガバメントクラウドを利用する自治体は検証事業への参加が必要であることが示されたところであるが、デジタル庁や自治体の負担を軽減するため、令和6年度からの検証事業の参加に当たっては、計画書や報告書の提出などの手続きを簡素化すること。

また、状況の変化による自治体の計画変更や令和6年度からの検証事業への参加が認められなかった場合等により基幹業務システム標準化が令和7年度までに終了できない自治体が生じる可能性があることから、標準システムの移行期限の延長やガバメントクラウドを利用せず補助金を交付する場合の要件緩和等更なる措置を講じること。

また、ガバメントクラウドに接続する場合のシステム構築や移行経費を全額国庫負担により対応すること。

また、ガバメントクラウドの利用料については、自治体情報システムの運用経費について「3割削減」という目標に沿った適正な額を設定すること。

- (3) 行政事務のより一層の効率化に向けたデジタル化の推進について、現在の地方における事務処理の実態を踏まえつつ、自治体の財政負担が軽減されるよう、システムの構築や更新をはじめ、制度改正やバージョンアップに伴う改修等に対して十分な財政措置を講じること。特に、住民の生命・財産を守る防災インフラのひとつである消防通信指令システムについて、新たなシステムの構築には多額の経費を要することから、国庫補助や起債の適債性について柔軟に取り扱うとともに、今後も確実な財政措置を講じること。

- (4) 各種統計調査に係る調査データについては、各種施策を企画立案する際に重要な基礎データとなるため、全ての統計調査において、市町村単位でデータの抽出を自在に行えるようにするとともに、調査項目については、行政、民間問わず時代のニーズに即した項目を適宜追加し調査すること。

- (5) 掲示場における書面掲示手続のうち公示送達については、「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」により17本の法律が改正され、当該法律に規定された公示送達手続のデジタル化の推進が図られる見込みであるが、これら以外の法律に規定される公示送達その他の書面掲示を求める手続についても、デジタル技術の効果的な活用が妨げられないよう必要な法改正を行うこと。

- (6) 公金収納に係るeLTAX活用については、令和8年9月を目途に対応することとされているが、現在進行している総合行政システムの標準化への対応等により、システム会社のリソースが追いつかず、期限までの対応が難しい状況となることが見込まれるため、少なくとも令和9年4月まで対応期限を延長すること。

また、独自システムを利用している収入科目が複数あり、システム改修には相当の費用負担となることから、国庫補助金や特別地方交付税等の財政措置を講じること。

4. マイナンバー制度について

- (1) マイナンバーカード普及に伴い、カード更新等関連業務が継続的に発生することから、交付前設定や電子証明書の初期設定を事前に完了した状態でカードを納品するなど、事務の簡素化を図るとともに、十分な財政支援を継続して実施すること。

- (2) 住民異動時のマイナンバーカードの手続きについて、署名用電子証明書が継続して利用できるようにするなど、署名用電子証明書再発行時にかかる事務負担の軽減を図るための見直しを行うとともに、マイナンバーカード・電子証明書の更新、暗証番号再設定等すべての手続きのオンライン対応など抜本的なシステム改修を早期に検討すること。
- (3) 引越し手続きオンラインサービスにおいても、住民異動届のうち転入届及び転居届においては対面確認が必要とされているが、マイナポータルでデジタル完結できるよう制度を見直すとともに、マイナンバーカードの交付に係る費用を全額国費とするなど自治体の財政負担を軽減するよう万全の措置を講じること。
- (4) 電子証明書の有効期限をマイナンバーカードの有効期限と統一すること。
- (5) マイナンバーカード交付業務の民間事業者への業務委託については、規制緩和により一部の業務のみ認められたところであるが、交付業務の全体的な民間委託を実現できるよう、引き続き検討を進めること。
- (6) マイナンバーカードと健康保険証の一体化（マイナ保険証）については、多くの国民がマイナ保険証を安心して使用できるよう丁寧な説明を継続するなど、広く国民の理解促進を図り、マイナ保険証の普及を図るとともに、関係機関間を含めて実務運用が大きく変更となることを十分に踏まえ、保険者に追加的な財政負担が生じることがないように十分な財政措置を講じるとともに、円滑に実施できるよう引き続き速やかな情報提供を行うこと。
- また、健康保険証廃止後も、資格確認書や資格情報のお知らせ等に関する事務の円滑な執行に必要な措置を講じるとともに、その交付、通知に関し自治体に追加的な費用負担が生じないように必要な財政支援をすること。
- また、マイナ保険証の利用登録への不安払拭に向けた取組みや利用促進に向けた広報等の必要な支援をすること。
- なお、マイナ保険証は、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を基本としており、システムの円滑な運用に当たり、迅速かつ正確なデータの登録が非常に重要なことから、システム障害の防止及びセキュリティの向上に万全を期し、特に、医療・介護・福祉事業等のセキュリティ対策に関して十分に配慮すること。
- (7) 郵便局において使用する統合端末の「個人番号カード管理メニュー」画面では、4情報の入力により申請者以外の住民についても容易に検索できることから、申請者の個人番号を入力し検索するなど、必要な個人情報のみを閲覧できるよう仕組みを変更すること。
- また、自治体の情報セキュリティインシデントを回避するため、自治体の総合行政ネットワークを経由せずに、郵便局とJ-LISが専用回線で直接つながるシステムを構築すること。
5. 令和6年6月に成立した改正地方自治法において、国は、個別の法律に規定がなくても大規模災害など国民の安全に重大な影響を及ぼす非常事態であれば、地方自治体に法的拘束力のある指示を発出することが可能となったが、指示権を行使する際の事前に自治体へ意見を求める規定が努力義務であること、行使基準が曖昧なことから非常事態の解釈が拡大され適用範囲が際限なく広がるリスクを孕んでいることから、国の恣意的な判断による指示権の乱用が懸念されており、国と地方の関係を「対等・協力」とした地方分権にも逆行しかねないことから、指示権の行使を最小に留めるとともに、運用に当たっては、地方自治体との事前協議を求めた国会の付帯決議を十分に踏まえること。
6. 地方公務員の給与制度については、東北の大多数の市において、優秀な新規採用職員を確保していく中、民間企業と比較した際、その初任給、待遇面において、魅力に欠けることは否めず、採用上、不利な状況に置かれており、昨今の物価高への対応、若年層職員に対する結婚や子育て支援の必要性の観点からも、公務員の初任給の支給額について改めて検討し、引き上げを図ること。
7. 地方交付税については、財政力の差により市町村間で行政サービスに大きな格差が生じることがないように地方自治体の安定的財政運営に必要な総額を確実に確保し、財源調整機能と財源保障機

能を堅持すること。また、社会保障の制度改革等により地方負担も増大しているため、必要な財源を的確に把握し、反映させること。

また、普通交付税の算定について、「人口と面積」といった規模だけではなく、人口減少が進んでいる地方の実情に沿った算定方法に改め、地域間格差を是正するような予算の確保・充実を図ること。

8. 税制改革で地方税が減額された際には、補てんする財源を確保すること。

また、住民生活に直結する行政サービスに係る財政需要の急増に対応するため、地方消費税の拡充を図るとともに、地方消費税交付金の増収分が、一般財源の増加につながるよう、財政力に応じて算入率を見直すこと。

9. 公共施設等適正管理推進事業債について、集約化・複合化事業における要件を見直すこと。

また、公共施設等の計画的な改修、設備の更新、除却について、自治体が継続して取り組めるよう地方財政措置による十分な支援を講じること。

また、公共施設のLED改修などは行政サービスへの影響等に鑑み、複数年にわたり計画的に実施する必要があるため、脱炭素化推進事業債の事業期間を延長すること。

10. 自治体が独自に実施する運転免許返納後の高齢者等への移動支援及び買い物支援について、十分な財政措置を講じること。

物価高騰対応に係る財政措置について

国では、令和 5 年 11 月に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を創設し、地域の実情に応じて、物価高騰に苦しむ生活者・事業者を支えるため、1.6 兆円を予算化し、経済対策を早期執行するよう地方自治体へ交付金を配分した。それを受け、各自治体では、物価高騰により厳しい状況にある生活者・事業者に対し、一刻も早く支援が行き届くよう、事業を実施している。

しかし、現在も物価の高騰は続いており、ガソリン等の燃料油の小売価格については、激減緩和措置があるものの、高い水準で推移しており、その他にも食料品をはじめとした様々な価格が上昇していること等から、生活者・事業者を取り巻く環境は依然厳しさを増している。

よって、国は、各自治体がそれぞれの状況に応じた必要な支援を迅速に実施できるよう、地方創生臨時交付金に代わる新たな交付金制度を創設するなど、物価高騰への対応について十分な財政措置を講じるよう要望する。

再生可能エネルギーの導入促進について

2050年カーボンニュートラルの達成に向けては、民生部門、産業部門等の部門に関わらず、地域特性に応じた、地域産業の振興や地域課題の解決に資する脱炭素化の取組が必要である。

多くの自治体では、ゼロカーボンシティを表明し、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする脱炭素の取り組みを進めている。

一方で、脱炭素化に資する再生可能エネルギーの導入拡大を図るうえで、送電網の増強が求められているほか、再生可能エネルギーの事業の推進が地域経済の発展に資するよう大きく期待されている。

また、急速に大規模太陽光発電の開発が進む一方で、土砂流出や濁水の発生、住民による反対運動など、開発に起因する多くの問題が全国的に発生し、これらの解決に向けて地方自治体が対応しなければならない状況である。

よって、国は、再生可能エネルギーの導入が地域経済の活性化、地域課題の解決、地域の魅力と質の向上につながり、持続的な地域づくりの原動力となるよう、次の事項に特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 再生可能エネルギーの導入促進について

- (1) 世界情勢に左右されない安定的なエネルギーの供給を行うため、太陽光発電や風力発電など、国産再生可能エネルギーの技術開発と実用化に向けた施策を強力に推進するとともに、その普及拡大を図ること。
- (2) 脱炭素社会実現のため、再生可能エネルギーの導入促進に向け、基幹系統（275KV以上）及び当該系統までの送電線（275KV未満）の整備を促進すること。
- (3) 再生可能エネルギーの優先接続に向けた連系線利用ルールの新規見直しや、制度の早期整備を積極的に進めること。
- (4) 広域系統整備計画（マスタープラン）に基づき送配電事業者が行う再エネ導入促進に向けた主体的かつ積極的な設備投資を促進すること。
- (5) 再生可能エネルギーの導入に当たり、系統接続に至るまでの送配電事業者との調整に期間を要していることから、申込から承諾までの手続き期間の縮減に取り組むこと。
- (6) 再生可能エネルギーの設備保守に当たり、技術者が不足していることから、地方における電気主任技術者の育成・確保を積極的に支援すること。また、小規模自治体に対し、技術者などの専門人材の派遣を含めた支援を行うこと。
- (7) 脱炭素地域づくりに取り組んでいる地域や主体の多様な取組を支援するため、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金及び特定地域脱炭素移行加速化交付金の交付対象、申請上限額、事業期間の大幅な拡充や新たな補助金の創設等、それぞれの実情に応じた柔軟な活用ができるよう、より一層の運用改善を図ること。
- (8) 脱炭素化の推進に当たっては、再生可能エネルギー設備の導入補助において、各省庁で蓄電池の補助対象の考え方が異なるなど、取り組みに支障をきたしている。今後、関係主体の取り組みを加速・促進させるために、各省庁がより連携を密にして対応すること。

2. 大規模太陽光発電事業に係る防災基準の適用強化について

大規模太陽光発電事業においては、引き続き関係省庁が共同し、発電設備の適正な導入及び管理

のあり方に関して更なる対応強化を検討すること。

特に、土地の属性に関わらず、必要な防災対策が講じられるよう、防災基準の適用強化について検討し、地方自治体が適切に指導等を行えるようにすること。

洋上風力発電の電源立地地域対策交付金対象電源への追加拡充について

昨今のエネルギー情勢の大きな変化や気候変動問題への対応により、再生可能エネルギーの導入促進は喫緊の課題となっている。国は「2050 年カーボンニュートラル」を宣言し、2030 年度の新たな温室効果ガス排出削減目標を 50%とする新たな方針を示すとともに、第6次エネルギー基本計画では、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、再生可能エネルギーに最優先の原則で取り組み、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促すと明記している。また、国は洋上風力発電を再生可能エネルギー主力電源化のための切り札と位置付けており、国策として洋上風力発電の導入拡大が推し進められている。

自治体においては、ゼロカーボンシティ宣言を表明するなど、国の方針に基づき、二酸化炭素の排出量を実質ゼロにする取り組みを進めており、その達成に向けて再生可能エネルギーの導入は必要不可欠である。2023 年度には、青森県沖日本海南側が洋上風力発電を優先的に整備する「促進区域」に指定され、現在、公募による発電事業者を選定中であり、本区域における洋上風力発電の整備は、政府が掲げる目標に大きく貢献することとなる。

再生可能エネルギーは地域固有の資源であり、開発には慣れ親しんだふるさとの景観との調和や豊かな自然環境への影響が懸念されるため、地域との合意形成が最重要であるが、導入による地域へのメリットが住民目線では見えづらく、地域住民の実生活においては恩恵が乏しいとの見通しもある。

従来から電源立地地域には、発電所利益の地域還元、地元住民の理解・協力の醸成による発電所建設・運転の円滑化、国民生活や経済活動に不可欠な電力の安定供給を目的として、電源三法による電源立地地域対策交付金が交付されている。

この交付金制度により、電源立地地域では、公共用施設整備など住民の利便性向上のための事業や地域の活性化を目的とした事業が進められ、地域住民の福祉の向上が図られているが、主要な6種の発電方法に位置づけられている電源において、本交付金の対象となる電源は、「原子力」、「地熱」、「水力」、「火力」のみであり、「風力」「太陽光」は交付対象外となっている。

よって、国は、電源立地対策の制度趣旨に照らし、2050 年カーボンニュートラル実現に向けた主力重要電源である洋上風力発電を電源立地地域対策交付金の対象電源に追加するとともに、洋上風力発電を対象とした交付金制度の創設にあたっては、発電施設の運転開始後も継続して地域振興の裨益に結びつくよう長期的かつ充実した支援制度とするよう要望する。

子育て支援・医療・社会保障関係

子育て環境の充実について

少子高齢化に伴う人口減少社会の到来が現実となり、加えて都市部への人口集中が進む中、安心して子どもを産み育てる環境を確保することは非常に重要であり、自治体は、子どもたちに一番近い立場で、子どもたちの視点に立ち、すべてのこどもの健やかな育ちを目指して、子どもたちを中心とした支援策を創意工夫し、その実施にまい進しているところであるが、依然として様々な問題が山積している。

このような状況の中、昨年4月にはこども家庭庁が新たに発足し、全国どこにいても安全で安心して妊娠・出産することができ、こどもが心身ともに健康で育っていく医療環境を整備するための総合的な取組を推進することとされている。

また、令和6年6月には、子ども・子育て支援法等の一部改正法が公布され、こども未来戦略の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度を創設するとされた。

よって、国は、安心して家庭を築き、子どもを産み育てられる社会の実現に向け、次の事項について特段の措置を講ずるよう要望する。

記

1. 次元の異なる少子化対策について

- (1) こども未来戦略方針において、3年間の集中的な取組が示されているが、自治体を通して実施される施策も多く、今後、現場が混乱することのないよう地方の実情を十分に踏まえた制度設計とするとともに、自治体が創意工夫を凝らし独自で実施する子育て支援策についても、柔軟かつ積極的な財政支援を行うこと。

また、自治体間において格差が生じることのない制度設計を行い、自治体の負担増とならないよう十分な財源を確保すること。

- (2) 児童手当の拡充や出産・子育て応援交付金をはじめとした国が一律で行うべき仕組は、自治体の財政力によるこども・子育て支援施策の地域間格差が生じることのないよう、また、自治体の負担が極力生じることのないよう、国の責任と財源において必要な措置を講じた上で実施すること。

また、現在は申請者の請求手続きが遅れると遡及することができないことから、当該月から遡及して支給できる制度とすること。

- (3) 子ども・子育て支援金制度について、財源の一部として医療保険者が被保険者からの徴収を令和8年度から開始することとされたが、支援金の目的や使途、負担のあり方など制度について被保険者である国民の理解が十分に得られるよう、丁寧な周知を実施・継続すること。

2. 幼児教育・保育について

- (1) 認可外保育施設の質の確保・向上をはじめ、幼児教育・保育の無償化に関する様々な課題について、PDCAサイクルを行う「幼児教育・保育の無償化に関する協議の場」での議論を踏まえ、自治体の意見を十分に反映すること。

- (2) 幼児教育・保育の無償化について、3歳児から5歳児及び0歳児から2歳児の非課税世帯に限られているが、少子化対策及び保護者負担の一層の軽減を図るため、0歳児から2歳児も対象とし、全年齢に対し給食費を含めた完全無償化を実施すること。また、必要な財源においては、国の責任において措置を講じること。
- (3) 幼児教育・保育の質の確保・向上には、認可外保育施設の認可施設への移行を引き続き推進する必要があることから、円滑な移行を進めるための技術的・財政的支援など、所要の措置を講ずるとともに、児童福祉法に基づく指導監督が実効性を持って徹底されるよう十分な支援を行うこと。
- また、待機児童が解消されつつある状況において、民間認可保育施設の中には、年度当初に入所定員が充足せず、経営難に陥る施設が出てくることにに対し財政支援を行うこと。
- また、過疎地域の保育施設では定員割れが生じていることから、施設型給付費の算定方式の見直しなど財政支援を行うこと。
- (4) 全国的に保育士不足が継続している現状をよく把握し、幼児教育・保育の質の確保・向上等に関連する施策を実行するため、保育士配置基準の更なる見直し、公定価格及び給付のありかた、並びに人材確保事業について、現場の実態に即した抜本的かつ一体的な改善を図るとともに、適切な財政措置を講じること。
- また、保育士の確保・定着のため、公定価格における基本分単価や処遇改善等加算の更なる増額を図ること。
- また、地方の若年層の人材が給与等の条件の良い大都市圏に流出しないよう、公定価格のうち、人件費に関わる部分については、地域区分に拠らない、どこの地域でもある程度の給与水準を維持できるよう設定すること。
- (5) こども誰でも通園制度の創設に当たっては、国としても保育士確保に努めるとともに、自治体が独自に行う保育士確保事業への財源を確保すること。また、既存の一時預かり事業との類似性を整理し、保育現場や事務の負担を最小限にとどめ、保育施設の充足率等に効果的な給付制度とすること。
- また、法令等の改正、その運用と考え方について、しっかりと説明し、自治体での例規改正や給付制度開始に伴う事務負担への影響が最小限となるよう十分に配慮すること。
- また、障がいを持つ児童が通う施設も対象とすることは、自治体の部局横断的な体制整備が必要となり、施設の人員体制整備なども必要となるなど、事業実施に関連する様々な事務負担への財源を確保すること。
- また、「本格実施を見据えた試行的事業」の給付内容は、基本額が低額なうえ実績に基づく給付になっており、保育士等の安定的な雇用が難しく事業参加が困難であることから、本格実施に向け、実効性のある制度に見直すこと。
- また、制度の検討に当たっては、自治体によって保育士の人材確保の状況や施設の収容状況等がそれぞれ異なるため、地域の実情も十分に踏まえ、自治体に過度な負担をかけない実効性のある制度にすること。
- (6) 国が創設した保育士修学資金貸付等事業の実施主体を指定都市以外の市へも拡充するなど、人材確保につながる取組を強化すること。
- (7) 育士宿舍借り上げ支援事業について、令和3年度以降、待機児童数の減少等により、補助対象期間が短縮されるなど事業が縮小されてきているが、保育人材不足の解消には長期的な取組が必要であること、保育士の年収は全職種の平均年収と比較すると未だ低い状況にあることから、特に人材不足が深刻な地域については、対象期間や上限額の拡充など更なる対策を講じること。
- (8) 達に偏りのある児への支援については、障がいそのものを無くすことではなく、日常生活における生活のしづらさの改善を早い段階から一緒に考えていくことが重要であり、支援体制における専門性の強化が早急に求められているため、就学前からの支援に対し、心理士や言語聴

覚士の専門職配置を義務化し、その財政支援を行うこと。

また、児童発達支援等の障がい福祉サービスを利用している児童の教育・保育施設利用に係る利用者負担について、負担軽減措置を講じること。

- (9) 教育・保育施設の職員の配置基準の見直しを図るとともに、基準見直しに伴う人件費や、物価高騰への対応等の適正な運営確保及び耐震化を含む施設整備等に対する十分な財政措置を講じること。また、統合により廃止となった教育・児童福祉施設等の利活用・解体費用について、財政支援措置を講じること。また、保育施設については、さらなる安全確保対策と保育水準の向上策を講じること。
- (10) 就学前教育・保育施設整備交付金について、予算が上限に達したことを理由に必要な額の交付の確約がなされていない事例もあることから、「こどもまんなか社会」実現のため、令和6年度所要額を確保するとともに、令和7年度以降においても全ての所要の財源を確保すること。
- (11) 乳幼児に対する医療費無償化について、全国一律の国の制度として創設すること。

3. 地域における子育て支援について

- (1) 専門資格を持つ「こども家庭センター」の職員の安定した雇用のため、心理担当支援員について、資格要件の緩和も含め自治体が採用しやすい環境整備を行うこと。
- (2) 地域子育て支援拠点事業について、地域の実態を踏まえ、開設日数や職員配置等の補助要件を緩和すること。

4. 放課後児童クラブについて

- (1) 放課後児童対策について、「放課後児童対策パッケージ」推進のため、「放課後子ども教室推進事業」や「放課後児童健全育成事業」等、国の所管を一本化し、総合的に推進できる体制を整備すること。

また、障がい児の受入れ、放課後児童支援員等の配置、補助基準の基準開設日数等について、地域の実態に柔軟に対応した運営ができるようにするとともに、十分な財政措置を講じること。

- (2) 放課後児童クラブの質の維持及び向上を図るため、放課後児童支援員等が長年にわたり安心して就業できるよう賃金改善を図ること。
- (3) 放課後児童クラブを利用するひとり親家庭や低所得世帯等の利用料減免を行う場合に、その減免した額に対する補助制度を創設すること。
- (4) 「放課後児童クラブ支援事業」における賃借料補助については、補助対象施設が平成27年度以降に新たに実施する場合等と限定されているため、実施団体間の公平性が保てるよう、補助制度の見直しを行うこと。
- (5) 「障害児受入推進事業」における専門的知識を有する放課後児童支援員等を追加で配置する費用に係る補助額について、安定して職員を雇用できるよう既存の補助基準額を引上げること。
- (6) 放課後児童クラブにおいても地域の事情を踏まえた学習支援や多様な体験・活動の支援を行えるよう、「質の向上」に資する取組についても子ども・子育て支援交付金の対象とすること。

5. 学校施設の整備について

- (1) 多額の費用を要する学校施設の改築は、自治体単独の負担で実施することは極めて困難であることから、次代を担うこども達の安全・安心な教育環境を確保するためにも、公立学校の校舎増改築、屋内運動場改築、プール建造等施設整備に対し、実態に即して補助単価を引き上げるなどの補助制度の拡充及び十分な財政措置を講じること。
- (2) 学校保健安全法により、毎学期1回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の安全点検を行うこととされているが、点検を行う教職員の負担が大きいこと、点検に関する専門的知見が必ずしも十分でないことが課題となっていることから、教職員が担うべき業務、確認すべき資料を精査するとともに、外部人材の活用が促進されるよう財政措置を講じること。

6. GIGAスクール構想を持続可能なものとするため1人1台端末整備について、都道府県に基金

を造成しての国庫補助による財政措置が示されたが、補助対象は端末本体と端末の運搬費・設置据え付け費となっていることから、ICTに関する学校からの相談窓口としてのコールセンターの運営費用やICT支援員等配置に係る費用のほか、インターネット接続回線利用料、授業支援ソフトウェア利用料などのランニングコストについても、継続的かつ十分な財政措置を講ずること。

7. 地域部活動について

- (1) 運動部活動の地域移行に係る財政負担について、経済的に困窮する家庭をはじめ、スポーツをしたいと望む生徒が活動機会を失うことのないよう、国において必要な措置を講じるとともに、令和8年度の休日における学校部活動の地域への完全移行後においても、国における財政支援を継続すること。
- (2) 少子化が進行する中、自治体によっては、スポーツ団体等受け皿の確保が困難な地域もあることから、スポーツ団体等の整備充実を図るとともに持続可能な自主運営を担保するための必要な支援を行うこと。

8. 保護者の教育費負担軽減を図りつつ、学校給食実施基準を満たす学校給食を提供するため、学校給食費について全額公費負担を含め、確実に財政措置を講じること。

9. 教職員等配置の充実について

- (1) 教育環境の安定と児童生徒への質の高い指導を実現していくため、深刻化する教員・講師不足を危機的なものと受け止め、人材確保に向け抜本的対策を講じること。
- (2) 学校図書館の充実や読書活動の推進を図るため、1人1校配置するため自治体が直接雇用する学校司書の人件費について必要な財政措置を講ずること。
- (3) 小中学校の特別支援学級においては、義務標準法を改正し、現在の8人から3～6人程度とする学級編成基準へと引き下げること。
- (4) 小中学校の特別支援教育支援員について、必要に応じ確実に配置するために、専門職員配置の義務化や新たな補助制度を創設するなど財政措置の更なる拡充を図ること。
- (5) 不登校児童生徒が増加傾向にあることから、教育支援センターに係る施設整備、並びに教育支援センターやスペシャルサポートルームの設置、及び不登校担当教員等の配置に必要な専門的人員の拡充に対する財政支援を行うこと。

また、学校以外の多様な学びの場づくりに係る人的確保や施設充実等に対する財政支援を行うこと。

- (6) スクールカウンセラー等活用事業及びスクールソーシャルワーカー活用事業については、補助率の引上げを行うとともに、自治体が独自にスクールカウンセラーを配置するための必要経費の補助を拡大すること。
 - (7) 医療的ケア児の学びの保障及び保護者負担の軽減のため、医療的ケア看護師配置への財政支援を行うこと。
 - (8) 少子化による児童生徒数の減少に伴い、現行の学校栄養職員の配置基準により、学校栄養職員が配置されていない学校給食の単独実施校が増加しているため、学校栄養職員の配置基準を見直すこと。
- #### 10. 学校の統廃合に伴う遠距離通学の支援を継続していくため、スクールバスの委託契約料について、へき地児童生徒援助費等補助金に規定する現在の補助年限（5年）を廃止し、6年目以降についても継続して財政措置を講じること。

子ども・子育て支援の充実強化について

国は、「少子化は、我が国が直面する、最大の危機である」との認識のもと、急速な少子化・人口減少に歯止めをかけるため、令和5年12月22日に閣議決定した「こども未来戦略」において、子育て支援の充実などに積極的に取り組むとし、先の通常国会において、「加速化プラン」において実施する具体的な施策などを盛り込んだ、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立した。

こうした中、秋田県においても、少子化をこれ以上放置できない待ったなしの課題として捉え、厳しい財政状況の中で、各自治体独自に子育て支援策の充実強化に取り組んでいるところである。

しかしながら、令和5年の県内における出生数は4,000人を割り込み、平成7年以降、29年連続して全国で最も低い出生率を記録するなど、少子化の流れに歯止めがかからない危機的状況にある。

よって、国は、地域の実情を踏まえ、多角的な視点からの子ども・子育て支援施策の充実・強化を図るとともに、積極的な財政支援を行うよう要望する。

記

1. 安心して出産できる環境づくり

- (1) 産科、麻酔科及び小児科の救急医療について、国の責務において地域への均衡ある医師配置に取り組むなど医療体制の整備を図るとともに、不採算地区病院や不採算地区中核病院・周産期医療・小児医療・公的病院に係わる救急告示病院等に対する財政措置について、交付額に対する特別交付税を満額措置しながら財政措置を継続すること。また、安全・安心に出産できる周産期医療の体制整備・運営等の充実強化を図るため、実効性のある施策と十分な財政措置を講じること。

2. 子育てしやすい環境づくり

- (1) 民間保育所運営に対する実情に応じた財政支援の充実を図ること。
 - ① 定員区分、年齢毎の給付単価に加え、保育所最低機能分給付費を創設すること。
 - ② 定員区分を10人単位から5人単位に見直すこと。
 - ③ 実情にあった地域区分に見直すこと。
 - ④ 定員区分毎の加算額単価を見直すこと。
 - ⑤ 積雪地域の実情に応じた除雪費加算に見直すこと。
 - ⑥ 3歳以上児の副食費については、所得制限を廃止し、全園児の副食費を基本分単価において支弁すること。
 - ⑦ やむを得ず配置基準を超えて保育士を配置している保育所等に対する新たな加算制度を創設すること。
- (2) 幼児教育・保育の果たす役割の重要性に鑑み、現在、国が実施している保育料の無償化について、2歳以下の乳幼児も対象とするよう制度の拡充を図ること。

3. 子育てにかかる経済的負担の軽減

- (1) 子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、小中学校を通した学校給食の無償化に伴う経費等について、国による財政支援を行うこと。
- (2) 国の制度として子どもの医療費の無料化制度を創設すること。
- (3) 国民健康保険の子どもの均等割保険料(税)の軽減措置について、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国の制度として対象年齢や減額割合を拡大すること。

- (4) 重度心身障がい者、ひとり親世帯等への医療費助成制度等の地方単独事業実施に対する療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額算定措置を廃止するとともに、財政支援措置を講じること。

学校給食費の無償化について

義務教育について「これを無償とする」と定めた日本国憲法第 26 条第 2 項の規定を前提として、授業料や教科用図書については教育基本法第 5 条第 4 項の規定及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の規定により無償とされているところである。一方、学校給食法第 11 条で学校給食の実施に必要な施設等の経費や学校給食運営に要する経費は学校設置者の負担とすると定められているものの、「食材費」（いわゆる、学校給食費）については、同じく学校給食法第 11 条及び同施行令により、現在では一般的に保護者負担となっている。

さらに、昨今の物価高騰に伴う食材費や燃料費の値上がりは、学校給食用食材の調達価格の上昇に直結する問題であり、保護者から学校給食費を徴収する多くの自治体では、学校給食費算定に大変苦慮しているところである。

近年、自治体独自に学校給食費の無償化が進められているが、学校給食の運営にかかる施設・設備の維持管理費や人件費に加えて、食材費までも自治体が負担することは、将来の財政運営を圧迫する恐れがある。また、自治体間で地域格差が生じることにより、地方自治に重大な影を落とすことが懸念される。

よって、国は、義務教育は居住地に関係なく、日本全国平等な教育環境を確保することが求められることから、財政支援や制度改正など国の関与が不可欠であり、義務教育を受ける権利のミニマム保障のため次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 保護者負担の原則を定める学校給食法の規定の見直し等を含めた必要な措置を講じること。
2. 自治体間で格差が生じることがないように、全国一律に学校給食費の完全無償化を実施すること。
3. 学校給食費無償化の方策が実施されるまでの間は、無償化を実施する地方自治体への財政支援を講じること。

一時預かり事業に係る子ども・子育て支援交付金の補助基準額等の 見直しについて

子ども・子育て支援の着実な推進を図ることを目的とする「子ども・子育て支援交付金」のメニューの中の「一時預かり事業」の補助率は、国が 1/3、県も国と同額の 1/3 と定められており、補助基準額が実際に要する事業費よりも低く設定されており、市町村はその差額分の財源確保に苦慮している。

一時預かり事業（類型：一般型、実施場所：地域子育て支援拠点）について、国が示す基準では、最低 2 名の職員を配置することとされているが、自治体の中には、休日等の開所も含めると最低でも 4 名の職員配置が必要となっているところもあり、実際に要する事業費に対し、国・県補助金の補助基準額はその 4 割未満に留まり、6 割以上が市単独の負担となる場合がある。

また、その他にも公立の保育所等の休日保育に対する補助が無いことや、放課後児童クラブの施設整備における補助基準額等についても十分なものにはなっていない。

よって、国は、子育て世代の多様なニーズに合った支援を推進するため、子ども・子育て支援交付金の補助基準額や各種補助金について見直すよう要望する。

子ども医療費の格差是正について

少子化や子どもの貧困が問題化する中、子どもの医療費については、県の補助を受け、各市町村において給付事業を実施しており、さらには、各市町村が独自施策として対象年齢や所得制限等給付対象の拡充を図っている。

しかしながら、対象年齢や入院と通院の別等、給付対象は各自治体によって異なり、対応に自治体間格差が生じているのが現状である。

次世代を担う子どもたちの健全育成環境は、住む場所によって左右されるべきではないと考えるが、財政力の弱さにより独自の実施に踏み切れず、相対的に子どもに係る医療費の負担が大きい地域は、更なる人口減少や少子化を招くおそれがある。

よって、国は、医療費自己負担の地域格差を是正し、どこにいても、誰でも、安心して子どもを産み育てられる環境が形成されるよう、全国一律で、高校卒業相当年齢である 18 歳までの医療費を無料化するよう要望する。

地域医療の充実について

安全で安心な生活を送るためには、地域医療の充実が不可欠であり、中でも、自治体病院は地域の中心的な病院として、一般医療や救急医療等で重要な役割を担っており、地域医療に欠かせない存在である。

そのような中、自治体病院を取り巻く経営状況は、人件費、医薬品費、燃料費等エネルギー価格の高騰に伴い経費負担が増加しているものの、医業収入が大幅に減少している状況であり、経営の健全化に向けなお一層努力しているが、病院施設の老朽化や医療設備の更新等多額の費用を要しており、自治体病院の多くは経営破綻の危機に瀕している。

また、高齢化に伴う疾病構造の変化、事故や災害の多発傾向、医療技術の進歩、住民意識の変化などにより、救急医療及び高度専門医療に対する住民のニーズが拡大してきているが、医師や看護師等の医療従事者の不足が深刻化している上、本県における救急医療施設及び高度専門医療施設の設置状況は県内二次医療圏ごとに見ると必ずしも十分とは言えない。各圏域内でのこれら施設の設置等だけでなく、医療法の規定に基づき、五疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患）や六事業（救急医療、災害医療、感染症対策、へき地医療、周産期医療、小児医療）、在宅医療に対応した医療分担及び地域医療連携体制の構築が強く望まれている。

特に救命医療については人員確保、設備の維持など多額の経費を要し、持続性への懸念が高まっている。

さらに、子ども医療費助成制度は、医療機会を確保することで子どもの健全な発育を促進し、子育て家庭の経済的負担を軽減する重要施策として、都道府県の補助を受け、市町村事業として実施しているが、その内容は都道府県により異なっており、少子化が進む中で、単独事業として対象年齢の拡大等を図らざるを得ず、多くの市町村で上乗せ助成を行っており、少子化対策に関する地域間格差が生じている。

よって、地域医療の充実及び持続性の確保のため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 自治体病院の役割に鑑み、経営環境の厳しい自治体病院の経営安定化のため、救急医療を初めとする不採算部門への支援、公立病院特例債の復活、独自補助制度の創設等、財政支援措置を拡充すること。平成 15 年度から病院事業債の繰出基準を 2 分の 1 に減じているが、自治体病院の経営安定化を図るため、3 分の 2 に復元して地方交付税に算入する等、財政支援措置を拡充すること。また、地方交付税の算定においては、緊急時のバックアップ機能の維持に着目し、許可病床数を算定の基礎とすること。
2. 現行の消費税制度において、診療報酬が非課税である反面、医薬品や医療機器等の購入に係る消費税は病院が負担することになり、病院経営に対する影響は大きいものがあるため、これに係る税制度の抜本的改正をすること。また、自治体病院の経営安定化につながるよう地域医療に係る診療報酬体系の見直しを図ること。
3. 二次医療圏ごとに医療機関の機能分担による整備を行い、小児科・産科医師を集約化した拠点病院の整備を早期に行うとともに、地域の中核的病院及び災害拠点病院の整備・強化を図ること。
4. 医師、看護師、薬剤師、理学療法士等の医療従事者の人員の確保及び地域偏在の是正等が図られるよう、医師派遣体制を充実させるとともに、自治医科大学等の入学定員の増員や医師に一定期間地域医療従事を義務づける等のシステムを早急に構築するなど、各種支援措置を講じること。また、令和 6 年 4 月からは働き方改革として医師の時間外労働の上限規制が適用され、医師を初めとする医療従事者の労働環境の整備が喫緊の課題となっている状況を踏まえ、不足している小児科・麻酔科・産婦人科等の診療科の医師や救急医の確保、さらには医療従事者の離職防止対策、養成制度の充実・支援及び復職支援対策など、医療体制の一層

の整備を図ること。

また、現行の医師臨床研修制度による影響分析と特定診療科目からの医師離れへの対策を講じるとともに、新専門医制度の導入により地方にバランスよく若手医師、女性医師が配置されるような仕組みを構築し、勤務医の地域偏在、診療科偏在が是正されるよう進めること。さらに、地域包括ケアを支える人材として、総合診療専門医の養成を図ること。また、医師が地方で安心して働ける環境整備への支援を行うこと。

5. 医療が高度化、専門化する中で、高い水準の知識と技術を有する看護職員が求められ、所定の研修を受講した看護師の配置が、多くの診療報酬の要件となっているにもかかわらず、地方においては研修機会が少なく、さらに研修受講のためには、長期間、遠方への研修派遣により負担を余儀なくされている現状を鑑み、地方における看護師の教育体制整備及び財政措置を含めた養成教育への支援施策について、早急に実施すること。
6. 夜間急患センターを含む医療施設、設備等設置に要する費用について、財政措置を講じること。また、同施設の運営に要する経費として、無床診療所の休日夜間急患センター及び小児初期救急センターを対象とし措置されている特別交付税について、医師不足や働き方改革により交代勤務を実施している地域の基幹病院が同機能を持つ場合も対象とすること。
7. 救命医療については、地域ごとの長年の医療体制の整備過程によりその費用負担のあり方が決定しており、必ずしも公平な負担割合となっていない。当該医療機能を享受するすべての市町村で公平に負担することとなるよう、費用負担の指針を示すなど市町村間での合意形成が円滑に進むような対策を講じること。
8. 地域医療構想の実現に向けて、関係者間で丁寧な議論を行いながら、主体性を持って推進するとともに、それぞれの地域の実情に応じて創意工夫できるよう十分な財政措置を講じること。
9. 障がい児・者歯科診療において、診療を行う際に患者が静止状態を保つことが困難な場合には、静脈内鎮静法や全身麻酔が必要になるなど、通常診療より人的、設備的に負担が多くなるため、診療及び設備整備に係る経費について財政措置等を早急に講じること。
10. 全国一律の「子ども医療費助成制度」の創設、健康保険の患者負担軽減措置対象年齢の拡大など、地域間格差が生じることのないよう少子化対策としての子ども医療費への支援措置を国の責任において講じること。

地域医療及び国民健康保険制度の充実強化について

市民一人ひとりの生命を守り、医療格差のない安心・安全な医療サービス等が提供される地域医療の充実が求められている。

しかしながら、医師が都市部に集中し、地方で不足する「地域偏在」と、産科医や外科医等のなり手が少ないことによる「診療科偏在」を要因として、地域においては必要な医療体制の確保が難しい状況にある。

また、国民健康保険制度は、他の医療保険制度と比較して高齢者や低所得者の割合が高いなどの構造的な問題を抱えていることから、財政基盤は極めて脆弱である。

こうした中、令和6年6月に子ども・子育て支援法の一部改正法が公布され、国の少子化対策の財源の一部とするため、令和8年度より、医療保険者が被保険者から段階的に支援金の徴収を開始し、令和10年度までに安定財源として積み上げることとされた。

よって、国は、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 医療従事者の確保・充実について

- (1) 安心で質の高い地域医療サービスを安定的に提供するため、産科・小児科・外科・麻酔科等の医師・看護師等の不足や地域間・診療科間等の偏在の実態を踏まえ、地域に根差した医師を養成するなど、地域を支える医師・看護師等の絶対数の確保及び偏在の是正に資する即効性・実効性のある施策を早急に講じるとともに、十分な財政措置を講じること。また、医師の確保・調整については、都道府県の取組が円滑に進むよう引き続き財政支援を行うことはもとより、都道府県域を超えた医師偏在の調整等、医師派遣制度の更なる拡大に実効性のある措置を講じるなど医師が不足している地方病院が医師を確保できるシステムを早急に構築すること。

また、オンライン診療を含め、夜間や休日等必要時に受診・相談できる外来医療体制整備のための財政支援を行うこと。

また、地域包括ケアシステムを支える人材として、総合診療専門医の育成を強化すること。

また、地域医療構想の達成及び地域医療体制の整備に向けて具体的対応方針を策定する際には、地域の実情を踏まえたものとなるよう、医師不足対策に重点化した対策を講じること。

- (2) 医師、病院等の偏在による医療サービスの格差を埋めるべく、自治体が行きとむ地域医療を確保・充実させる施策に対し、十分な財政措置を講じること。
- (3) 医師、看護師、薬剤師、看護補助者等の医療従事者の人員の確保及び地域偏在の是正等が図られるよう、また、災害時や新興感染症等にも対応できるよう、必要人員の養成に係る対策、医療従事者の離職防止に向けた労働環境や処遇の改善及び医師派遣体制を充実させること。

2. 自治体からの公的病院等への各種助成に対する特別交付税措置は、地域医療の確保の上で貴重な財源であり、救急医療提供体制を維持する上で今後も必要であるため、交付税措置を継続するとともに措置額の縮小等を行わないこと。

3. 救急医療の体制整備・運営等の充実強化を図るため、実効ある施策と十分な財政措置を講じること。

また、救急告示病院に関しては、公的病院に対する財政措置と私的病院に対する支援との格差を是正すること。

4. 感染症対策について

- (1) 財政基盤の脆弱な自治体においても感染症対策を十分実施できるよう確実に財政措置を講じること。
- (2) 新型コロナワクチン接種の定期接種化に伴い、接種希望者の自己負担が発生し、自治体の財政負担が増加したことから、令和7年度以降も引き続き定期接種に係る財政支援を講じること。
- (3) 新たなワクチンの定期接種化に当たっては、自治体の財政基盤や被接種者の経済状況によらず、財源を全額保障すること。

また、任意の予防接種であるおたふくかぜワクチン及び男性へのHPVワクチンの接種費用についても、財政措置を講じること。

また、子育て支援として感染症対策を充実するとともに、予防効果による地域医療への負担軽減を図るため、インフルエンザの定期接種（B型疾病）対象者に乳幼児及び小児年齢者を加えること。

5. 市内に分娩取扱施設がないため市外に通院する場合の交通費助成や、妊産婦が安心・安全に妊娠・出産ができ適切な医療や保健サービスを受けられるよう取り組む自治体に対して、財政支援を行うこと。

また、遠方出産支援が令和6年度から開始されたが、助成対象者は住所地から最も近い分娩取扱施設まで概ね60分以上の移動時間を要する場合としており、対象となる妊婦が限られていることから、要件を緩和するなど支援制度を拡充し、妊婦とその家族との経済的負担の軽減策を講じること。

6. 国民健康保険制度について、安定的かつ持続的な運営ができるよう、国庫補助を増額するなど、更なる財政基盤の拡充強化を図ること。

また、国民健康保険の財政運営については、医療給付費分・後期支援金分・介護納付金について各市町村の被保険者数等に応じて算出し、事業費納付金として市町村と被保険者が負担しているが、看護職員の処遇改善について令和4年10月以降は診療報酬で対応することとなっており、処遇改善を報酬改定上で対応したことにより、医療給付費分が増加しており、多額の事業費納付金が保険者と被保険者に更なる負担を求めることとなることから、国民健康保険財政に新たな負担が生じないよう国の責任において十分な予算措置を講じること。

また、国民皆保険制度を堅持するため、将来的には、全ての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向けた抜本的改革を実施すること。

さらに、国が開発し、各自治体へ導入を促進している市町村事務処理標準システムについて、大規模自治体でも外付けシステム等を使用することなく事務処理が可能となるよう、市町村事務処理標準システムの機能改善を図ること。

7. 国保税（保険料）の賦課限度額の設定については、被用者保険におけるルール（最高等級の標準報酬月額に該当する被保険者の割合が0.5%～1.5%の間となるように法定されている）とのバランスを考慮し、当面は超過世帯割合が1.5%に近づくように段階的に引き上げられているが、各自治体における最高限度額に到達する所得額の水準に大きな格差が生じていること、及び、賦課限度額の引上げにより被保険者の負担が大きくなっていることから、被用者保険の考え方を適用させないこと。

また、国保税におけるこどもの均等割額については、被用者保険にはない負担であり、医療保険制度間の公平性を確保し、子育て世帯の負担軽減を図るため、対象を「未就学児」に限定せず「18歳以下のこども」とし、軽減割合を「全額」に拡大するよう軽減制度を拡充するとともに、さらなる軽減分についての財政措置を講じること。

さらに、低所得者や高齢者などの国保税（保険料）軽減を拡充するとともに、国の責任において、十分な財政補てんを行うこと。とりわけ生活保護水準の世帯については、国保税（保険料）の応益負担を現行の最大7割からさらに軽減を拡充するなどの措置を行うこと。

加えて、厚生労働省が「保険料水準統一加速化プラン」において推進している国保税水準の統一により、保険税率が上昇する自治体もあることから、上昇幅を抑制するため、財政支援による激変緩和措置を講じること。

8. 国民の健康増進及び傷病の重症化防止並びに自治体の事務の軽減が図られるよう、重度心身障がい者分及びひとり親家庭分について、医療費助成の現物給付方式実施に伴う普通調整交付金及び療養給付費等負担金の減額調整措置を廃止すること。

また、特定健康診査・特定保健指導の事業実施に係る保健師の確保やシステムの整備等の費用について、国は適正な負担金交付を行うこと。

9. 被保険者の加入情報に異動が生じた際、リアルタイム連携ではなく、数日間を要している現状にあり、医療機関等から患者の健康保険加入情報をオンライン照会した場合、当日の加入情報と相違する事象が生じていることから、リアルタイムでデータ連携ができるよう改善を図ること。
10. 子ども・子育て支援金の財源の一部として医療保険者が被保険者から徴収することとされたが、支援金の目的や使途、負担のあり方など制度について被保険者である国民の理解が十分に得られるよう、丁寧な周知を実施・継続すること。

また、低所得者や高齢者の多くが加入する国民健康保険の実情を踏まえた十分な財政措置を講じるとともに、18歳以下の被保険者に係る支援金均等割の軽減による減額分の補填については、その他被保険者への転嫁でなく国費により全額負担すること。

加えて、新たな制度開始に伴い、自治体保険者として必要な条例改正やシステム改修等の準備を円滑に進めることができ、かつ、新たな財政負担が生じることのないよう、速やかな情報提供を行うとともに財政支援を講じること。

令和 7 年度以降の新型コロナワクチン接種への助成継続について

新型コロナウイルスワクチンについては、令和 6 年度から予防接種法上の定期接種に位置付けられることとなったが、これまで特例臨時接種として国がワクチンの確保や配送指示を行うなど、特別な供給体制を整備して接種対応を実施してきたことから、定期接種に移行する場合の安定供給や流通、自治体や医療機関におけるワクチンの調達に懸念が残る。

そのような中、今年 3 月に、国はワクチン接種の標準費用を当初示した 7,000 円から 15,300 円に変更したが、これまでの特別な供給体制から定期接種への移行期における激変緩和措置として、令和 6 年度では当初の 7,000 円からの増額分である 8,300 円について国が助成金として支援することとなっている。

令和 7 年度以降、この助成事業が行われなければ、公費助成を行う自治体の負担は重くなり、また、公費助成の割合を抑えると自己負担の割合が増え、接種率低下をもたらす可能性がある。

よって、国は、令和 6 年度に制度化された助成事業を令和 7 年度以降も継続するよう要望する。

社会保障制度の充実強化について

国民健康保険制度においては、財政運営の責任主体を都道府県とする改革を行い、財政措置として総額約3,400億円の公費拡充が図られたが、他の医療保険制度と比較して高齢者や低所得者の割合が高く、高齢化の進展や医療技術の高度化に伴う医療費の増加や被保険者数減少等の影響もあり、今後も厳しい財政状況が見込まれている。加えて、2023年6月2日にマイナンバー法等改正関連法が成立し、従来の紙の健康保険証を2024年12月2日に廃止することとされたが、マイナンバーカードをめぐるトラブル等により、マイナンバーカードの保険証利用について、国民の不安や懸念が広がっている状態にある。

また、我が国の公的年金制度においては、年金の給付水準を調整するマクロ経済スライドが導入されているが、将来の生活への不安を解消するには、年金額を減少させずに年金の持続可能性を担保していくことが重要である。

さらに、介護保険制度においては、平成12年4月の制度発足以来、老後の暮らしの安心を支える仕組として住民に定着してきており、サービス利用者の増加や、特別養護老人ホーム入所待機者解消に必要な介護施設整備などにより、総費用が著しく増大し、定率負担をする自治体の財政に大きな影響を及ぼしているほか、今後においても保険料の上昇が見込まれるなど、介護保険財政は厳しい運営を迫られている。また、令和6年度の介護報酬の改定では、1.59%の引上げとなったが、介護事業所の経営は依然厳しく、介護人材の確保も課題となっている。

加えて、障がい福祉においては、同様に安定的な財源と人材の確保が厳しい状況にあり、事業の継続に支障をきたしている。

よって、国は、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 国民健康保険制度の支援強化について

- (1) 被保険者の所得に対する保険税負担割合の抑制を図り、かつ、国民健康保険が安定的かつ持続的に運営できるよう、国庫補助の増額等財政支援を拡充し、財政基盤の強化を図ること。
- (2) 国民健康保険の構造的な課題に対応するため、国庫負担割合の引上げなど、国の責任と負担において実効ある措置を講じること。

2. マイナンバーカードの健康保険証利用について

現行の健康保険証が廃止され、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行されるに当たり、国民が安心してマイナ保険証を利用することができる対策をしっかりと講じること。

3. 公的年金制度について

誰もが安心して暮らし続けられるよう、将来の年金水準が担保される持続可能な公的年金制度を構築すること。

4. 介護保険制度の抜本的な見直しについて

- (1) 介護保険制度の持続性を確保する取組に当たっては、介護サービスの利用による重度化の防止と本人の自立支援という観点を踏まえるとともに、サービスを利用する方の負担能力に配慮した利用者負担とするよう慎重な検討を行うこと。また、検討に当たっては、認知症高齢者に対する支援の在り方についても配慮すること。
- (2) 保険料の上昇が抑制されるよう、持続的で安定的な介護保険財政基盤を確立するため、介護

保険法第121条に定める国の負担割合について、居宅給付費は20%から25%へ、施設等給付費は15%から20%へ早急に引き上げること。

- (3) 都道府県の地域医療介護総合確保基金の活用に係る対象事業の柔軟化及び補助率100%への拡充を図るほか、介護保険特別会計において、特定の事業として「介護人材確保事業」の実施が可能となるような制度を整備するとともに、介護人材の確保に関し交付金による安定的な財政措置を講じること。
- (4) 介護事業所が質の高い介護サービスを継続して提供することができるよう、健全な運営のための支援策を講じるとともに、介護支援専門員の確保・定着に向けた処遇改善やサービスの質の向上が図られるよう、財政措置等の必要な措置を講じること。
- (5) 介護報酬の単価の積算に際して8段階で設定される「地域区分に応じた上乘せ分」について、東北の地方自治体の大半が属する「その他地域」の上乗せ割合が0%であり、東京都特別区の「1級地」と比較し、20%の格差があることから、地域の実情を踏まえた上乘せについて検討の上、必要な措置を講じること。
- (6) 年金から特別徴収された介護保険料については、これを納付した当該被保険者の社会保険料控除の対象にしかならず、当該被保険者を扶養する親族の社会保険料控除とするためには、特別徴収から普通徴収に徴収方法を変更し、当該被保険者を扶養する親族が、この介護保険料を納付する必要があるが、特別徴収のままであっても、当該被保険者を扶養する親族の社会保険料控除の適用対象に認められるよう国税庁等と調整を図ること。
- (7) 令和9年度以降の第10期介護保険事業計画に向けて、介護保険法及び介護保険法施行令を改正し、介護予防・日常生活支援総合事業費の基準上限額を撤廃すること。

5. 障害福祉サービスの充実強化について

- (1) 相談支援専門員の処遇改善が図られるよう、財政措置等の必要な措置を講じること。
- (2) 障害福祉サービス報酬の単価の積算に際して8段階で設定される「地域区分に応じた上乘せ分」について、東北の地方自治体の大半が属する「その他地域」の上乗せ割合が0%であり、東京都特別区の「1級地」と比較し、20%の格差があることから、地域の実情を踏まえた上乘せについて検討の上、必要な措置を講じること。
- (3) 地域生活支援事業費補助金における国庫補助額について、増加する需要に対して配分額が年々減少傾向にあることから、事業が継続的かつ安定的に実施できるよう、必要な財源を確保すること。

また、当該補助金の配分においては、前年度の必須事業の事業費の割合により補助基準額が決定されている現行方式では、本来の目的である「市町村の創意工夫によって柔軟に実施できる任意事業」の継続に支障をきたしていることから、必須事業と任意事業を区別することなく、適切な補助金配分を講じること。

地域における社会保障基盤の充実強化について

人口減少と少子高齢化が進む地方において、今後も安心して住み続けるためには、医療及び介護の安定的供給が必要不可欠となっている。

地域医療においては、医師の地域的及び診療科間の偏在が大きな課題となっており、人口減少地域における病院経営を支援する措置等による医療機関の堅持が求められている。

一方、国が令和元年9月26日に公表した、「再編・統合の議論が必要な全国424の病院名」には、秋田県内の5病院が含まれており、地域住民等に大きな不安を生じさせている。このことは全国一律の基準による分析のみによるもので、地域における医療機関が果たす役割が勘案されておらず、地域の医療体制確保の重要性を踏まえ、慎重に再検証する必要がある。

また、介護保険制度については、介護保険サービス利用者やその家族の生活を継続する上で欠かせない制度として定着しているが、高齢化の進展による利用者の増加に伴い、介護サービス給付費が増加するとともに介護保険料も上昇し、保険者および被保険者の負担は増大しており、制度の安定的な運営に困難が生じている。加えて、高齢者のみの世帯が増える中、高齢者が住み慣れた地域で安心して最期まで過ごすためには訪問介護事業が必要不可欠であるが、このまま訪問介護の基本報酬が引き下げられれば、単独小規模事業所の経営は悪化し、閉鎖・倒産が相次ぐことが懸念される。

よって、国は、医療及び介護の安定的な供給のため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 地域住民の命を守る緊急の課題として医師養成を図るとともに、医師の偏在をなくし、全国均等な専門医の配置など医療提供体制の整備について、国の制度や方針を確立すること。
2. 国が実施する医師確保対策の強化により、地域住民に良質な医療を効果的かつ持続的に提供できる医療環境を早急に構築すること。
3. 関係機関の連携のもと、多くの医療機関への医師配置に関する調整機能を確保し、医師の地域偏在を是正すること。
4. 現在の地域医療の窮状を解決するため、短期的な政策として、緊急臨時的な短期間交替制の常勤勤務医師の派遣制度を創設すること。
5. 産科、麻酔科及び小児科の救急医療について、国の責務において地域への均衡ある医師配置に取り組むなど医療体制の整備を図るとともに、不採算地区病院や不採算地区中核病院・周産期医療・小児医療・公的病院に係わる救急告示病院等に対する財政措置について、交付額に対する特別交付税を満額措置しながら財政措置を継続すること。また、安全・安心に出産できる周産期医療の体制整備・運営等の充実強化を図るため、実効性のある施策と十分な財政措置を講じること。
6. 地域性や患者の必要度に応じた安全で質の高い医療・看護を持続的に提供できるよう、医師、看護師および薬剤師確保に対する諸施策を積極的に行うこと。
7. 地域医療構想の実現に向けた取組に当たっては、地域の実情を考慮した慎重な対応を行うこと。
8. 地方の医療を支える総合診療であるプライマリ・ケアを確保するため、地域医療に熱意を持つ総合診療医の育成を進めること。
9. 介護および介護予防に係る給付費の国庫負担割合を、現行の20パーセントから引き上げるとともに、調整交付金は従来どおり別途配分するなど、更なる財政基盤の強化と介護保険料上昇の抑制

に努めること。

10. 「地域包括ケアシステム」の根幹を支える訪問介護事業が安定的に継続できるよう、地域やサービス等の実態に即した、適切な報酬の評価・設定を行うとともに、必要な支援措置を講じること。

訪問介護事業所の人材確保対策について

訪問介護サービスは、介護員の高齢化や賃金の低さ等から、人員不足が顕著であり、人材確保に向けた対策が喫緊の課題となっている。

令和 6 年度の介護報酬改定において、介護サービス全体の収支差率の平均が 2.4%である中、訪問介護は 7.8%であり、他に比べて利益率が高いことから、基本報酬が約 2.0%引き下げられた。

しかしながら、訪問介護サービスの中でも、例えばサービス付き高齢者住宅など、集合住宅内で複数の利用者に対し効率よくサービスを提供できる事業所と、複数の利用者の自宅へ訪問しサービスを提供する事業所では、1 日に対応できる人数が大きく異なることから、収益に差が生じている。

特に、市町村の面積が広く、サービスの提供エリアが広域にわたる自治体にとっては、訪問介護サービス全体を一律に捉えての今回の報酬改定は、事業所のサービス提供体制に基づく経営実態が適正に反映されていないものと認識している。

よって、国は、こうした地域の実情を踏まえ、地域の介護サービスの維持のためにも、訪問介護人材の確保に資する制度改正を含め、早急な人材確保対策を講じるよう要望する。

障がい福祉サービスの不正利得の返還に係る現行制度の改善について

障がい福祉サービスに係る費用については、その一部を市町村が事業者へ給付費として支給し、その財源内訳は国 1/2、県 1/4、市町村 1/4 となっている。

現行の制度上、事業者への行政処分等により給付費の返還が生じた場合は、国及び県の負担金相当額について市町村が返還することになるが、当該事業者の破産等により給付費返還分を市町村が回収できなかった場合、国及び県の負担金相当額について、市町村が負担しなければならないこととなっている。

よって、国は、事業者が返還できない分について市町村のみが財政負担を負うこととなる現行制度を改善するよう要望する。

農林水産・交通・建設関係

農林水産業政策の充実について

農業・農村を取り巻く情勢は、急激な円安の進行や世界情勢の変化、農業従事者の高齢化や後継者不足など、厳しい状況が続いている中、国においては、農業の生産性を高め、持続的な発展を図るため農地の大区画化・汎用化等へ農業農村整備事業等を推進するとともに、農用地の利用集積や水稻生産コストの低減に積極的に取り組んでいる。

しかし、担い手への農地集積については、平場地域に比べて中山間地域で進んでいない状況となっており、また、農地中間管理機構を活用した農地の貸付についても基盤整備が行われていない農地では、基盤整備済の農地に比べて農地中間管理機構の活用が少ない状況となっている。

また、「水田活用の直接支払交付金」の対象となる水田の要件として、5年間のうち1か月以上の水張りが求められるなど、制度運用の厳格化に対し、各市では、農業団体や農業者と連携し、新たな制度運用に対応するための検討・取組を進めているが、現状の支援策では、食糧自給に必要な農地維持及び農業の維持を図るための制度としては十分ではない。

畜産農家においても、飼料価格の高止まりに加え、子牛価格の下落などにより厳しい経営を強いられているほか、農畜産業を取り巻く状況の悪化により産業動物獣医師のなり手が不足しており、畜産業の生産体制維持に向けた対策が必要である。

さらに、近年は、生息環境の変化や耕作放棄地の増加などを背景に、有害鳥獣が年々増加しており、農作物被害に加え、人的被害も相次ぐ状況の中、単独の自治体の取組には限界があり、狩猟者の高齢化や担い手の減少も課題となっている。

次に、三陸沿岸の水産業においては、近年、海洋環境や漁場の変化、周辺海域における外国漁船操業の活発化などの様々な要因により、漁業資源が減少傾向にある。特にサケ、サンマ、スルメイカなど、主要魚種の漁獲量が大きく落ち込んでいる。一方、クロマグロの資源は回復傾向にあり、三陸沿岸への来遊も増加しているものの、国際合意による管理措置の下、漁獲管理の関係から毎年多くのクロマグロを放流している状況にある。養殖漁業においても、貝毒発生による出荷自主規制の長期化や、高水温によるへい死、原発事故を理由とした水産物の輸入規制が継続している状況である。また、水揚量の減少は、漁業と密接に関係する水産加工業では原料不足や仕入れ価格の上昇を招き、さらには製氷、資材、運送関係など幅広い業種に影響が及んでいる。

このような状況を踏まえ、漁業及び水産加工業の経営安定化を図るためには、中長期的対策として、資源管理施策の推進を図るとともに、短期的対策として、設備投資、加工原魚調達に係る支援など、施策を一層強化していくことが求められる。

よって、国は、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 農業振興地域制度に関するガイドライン等の策定について

第213回通常国会において成立した「食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律」には、国民に対する食料の安定供給を確保するため、国及び都道府県において確保すべき農用地の面積の目標の達成に向けた国の関与の強化等が掲げられているが、今後策定する農業振興地域制度に関するガイドライン等の策定にあたり、以下の点についてガイドライン等に明記するよう配慮いただきたい。

(1) 「確保すべき農用地の面積の目標」について、現状の農用地面積が目標面積をすでに下回っ

ている、若しくは早晩下回ることが予想される都道府県においては、改正法の運用に先立って地域の実態に考慮し目標面積を減少する見直しを行うことを認めること。

- (2) 農用地区域からの集团的農用地の除外に際して、農地総量確保の観点から、除外した分の代替農地を確保するということとされた場合、市町村において農業振興地域の整備に関する法律における農用地区域の指定基準を満たす農地がすべて農用地区域に指定済みの場合や新たに農用地区域に指定できる農地が無い等、除外した分の代替農地が確保できない場合があるため、そのような市町村については代替農地の確保を必須要件としないこと。
- (3) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（未来法）により農振除外が進んだ場合、当該都道府県における農用地の目標面積が確保できなくなることも想定されるため、結果として未来法に基づく手続きの対象外の市町村において10ヘクタール以上の農振除外ができなくなることも想定される。このことから、未来法に基づく農振除外面積を都道府県の「確保すべき農用地の面積の目標」から差し引くこと。
- (4) 「確保すべき農用地の面積の目標」の運用にあたっては、農用地の確保に努める一方で、地域振興に資する開発などにより、目標年に達する前に面積の目標を下回ることが予想される事態となった場合、5年ごとの見直し時期にかかわらず地域の実態に考慮した目標面積への見直しを可能とすること。

2. 水田活用の直接支払交付金について

令和4年度から見直しが行われた水田活用の直接支払交付金については、以降5年（R4～R8）の間に、水田活用の実情に合わせて更なる見直しを下記のとおり行うこと。

- (1) 水田活用の直接支払交付金の交付対象要件について、栽培する転作作物の栽培期間により、5年間のうち1か月以上たん水することができない場合があることから、たん水時期について現場の実情に配慮した運用とすること。
- (2) 畑地化に関する支援は、5年間にとどまらず畑地化による小麦や大豆の生産を安心して継続できるよう、6年目以降も継続すること。
- (3) 畑地化により水田が減少した場合、土地改良区への地区除外決済金について、施設の耐用年数経過後に支払うべき賦課金は計算の対象とされないことから、耐用年数経過後残った組合員の負担を増やす必要が出てくるところである。この場合、土地改良区において実際は残った組合員に転嫁することができず、土地改良区が負担せざるを得ないことも多いことから、土地改良区への新たな支援を行うこと。
- (4) 土地改良区域内の農業用水の供給量が不足することにより、水稻農家においては収量や品質に影響が生じ、水張り農家にとっては同交付金の要件を満たせず交付対象外水田となることが懸念されることから、取水量の見直しについて、地域任せにするのではなく、同交付金の補助活用が見込まれる場合の取水時期と取水量に係る変更が柔軟にできるような制度変更や取水時期及び取水量に制限のある地域においては、現在令和8年度を期限としている同交付金の水張り要件を緩和するなど、農林水産省と国土交通省において調整を行うこと。

3. 中山間地域等直接支払交付金について

中山間地域等直接支払交付金は、国土の保全、水資源涵養等公益機能の発揮、良好な景観形成を行うとともに、集落単位での営農や住民共助を可能とする集落機能を維持するための財源として必要不可欠である。ついては、中山間地域の農業の切り捨てにつながらないよう今後も同制度の維持に加え、引き続き交付基準に基づく満額を支給するための十分な予算の確保を図ること。

4. 肥料等の価格高騰対策について

- (1) 国の責任において、輸入に依存する肥料・穀物をはじめとする原料を国内で安定的に確保・供給する対策を更に強化すること。
- (2) 配合飼料価格の安定化に努めるとともに、飼料自給率の向上に向け、国産飼料の生産及び利用の更なる拡大を図ること。
- (3) 肥料の安定的な調達を支援するとともに肥料価格の高騰分を補填する制度を創設すること。

また、配合飼料価格の高止まりに対応できるよう配合飼料価格安定対策を継続するとともに、粗飼料価格の上昇に対する補てん制度の充実を図ること。

5. 農畜林水産業者への経営支援について

- (1) 全農畜林水産業者が経営意欲を失うことなく、持続的に経営に取り組むことができるよう各種支援の充実を図ること。
- (2) 混迷する昨今の世界情勢など、経営体自らの努力では乗り越えられない不測の事態に備えるためにも、全経営体がすべからず安心して経営でき、生産意欲を向上させる所得確保対策を確立するとともに、安定的でかつ適正な価格形成が行われる環境を整備し、消費者に対しても生産者の経費に見合った適正価格の理解促進に向けた取り組みを進めること。

特に酪農家が持続的かつ安心して酪農経営に取り組めるよう支援の充実を図ること。

6. 産業動物獣医師の確保について

産業動物獣医師の確保及び人材育成を積極的に行うこと。

7. 鳥獣被害対策の強化について

鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、国が主体となり、生息状況の把握、ICTなどの新技術等も含めた効率的な捕獲の強化等に向けた取組を行うとともに、鳥獣被害防止総合対策についての十分な予算の確保と、採択要件の緩和や交付金に係る事務の円滑化等も含め対象事業の拡大を図ること。

8. 水産資源の適切な管理と水産業の持続的発展について

- (1) 水産資源の適切な管理の実現に向け、水産資源状況の的確な把握に努め、科学的で合理的な資源管理施策を一層促進するとともに、資源の有効活用による水産業の成長産業化を図ること。
- (2) サケやサンマ、サバのような北太平洋を広く回遊する魚種の資源管理については、これまでに以上に国家間の連携強化と広域的な取組の促進を図ること。
- (3) 一部の国・地域による三陸産水産物等の輸入規制に関し、輸出再開に向けた取組強化と関係する漁業者等の救済を図ること。
- (4) 東北太平洋沿岸における秋サケの回帰低下が深刻化していることから、種苗放流に関する支援をはじめ、回帰向上に向けた試験研究の取組などの強化を図ること。
- (5) ホタテガイ、カキ、ホヤなどの貝毒や異常高水温に関する調査・研究の取組及び養殖漁業者の経営支援策について充実・強化を図ること。
- (6) 水産加工業の経営安定化に資するため、魚種転換に係る加工設備などの整備支援や加工原魚調達に係る支援など施策の充実を図ること。

9. クロマグロの漁獲可能量の増枠について

- (1) 中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）において、日本の漁獲枠の増枠を強力に働きかけること。
- (2) 今後の都道府県ごとの配分枠の設定に当たっては、適切かつ実効性ある漁獲配分となるよう、十分な調整を図るとともに、安定的な漁業経営に資する補償制度などを拡充すること。
- (3) 魚種の選択性が低い定置漁業（知事管理区分）における漁獲可能量を増枠すること。

農業経営の持続性確保に向けた制度の充実について

国では、国民の主食である米の安定供給、食料自給率・自給力の向上、多面的機能の維持強化等を目的に、飼料用米、小麦、大豆等といった転作作物の水田への作付けに対し「水田活用の直接支払交付金」の制度により、産地づくりに向けた取組を支援している。

都道府県及び市町村では、当該制度の一部である産地交付金を活用し、高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向け、地域の特色ある魅力的な産品の産地づくりに取り組んでいる。

しかしながら、産地交付金の配分額が年々減額されていることから、各自治体では取組の縮小を余儀なくされ、産地づくりに協力してきた農業者の減少に歯止めがかからない状況となっている。

よって、国は、国が推し進める食料自給率の向上を実現するために、現行制度の恒久化と安定した財源を確保し、農家の所得安定を図るとともに、米の安定供給のため水田を最大限に活用している地域や転作に協力している地域への産地交付金の十分な財政措置を講じるよう要望する。

持続可能な水田農業を実現するための予算確保及び各種支援について

水田農業においては、主食用米の需給と価格の安定を図り、水田活用の直接支払交付金など各種メリット対策を最大限に活用しながら、米形態の生産を維持したまま生産調整に取り組める新市場開拓用米（輸出用米）や、主食用品種を含めた飼料用米などの生産を、これまでどおり推進するとともに、大豆、飼料作物及び露地野菜を中心とした転作作物への作付転換を一層進めていくことが必要である。

このような中、国は、水田経営において重要な役割を果たす水田活用の直接支払交付金について、交付要件の見直しを行っている。

国が運用を開始した主な見直し内容は、交付対象水田について、現場の課題を検証しつつ、令和4年度以降の5年間で一度も水張りが行われない農地は交付対象としないことや、多年生牧草について、播種を行わず収穫のみを行う場合は、戦略作物助成の単価を減額するものであるが、多くの農業者が本交付金を経営の下支えにしてきたことに加え、一度転作した水田に水を張ることは困難な場合も多いことから、県内の農業者に戸惑いと不安が広がっている。

少子高齢化に伴う人口減少等を背景に、主食用米の需要拡大が見通しにくい状況にある中で、見直しされた交付要件が継続的に運用されることになれば、コスト削減に努力したとしても農業経営を持続させることが大きな課題となり、生産意欲の減退、離農、耕作放棄地の増大につながるものと危惧しているところである。

また、近年はイノシシをはじめとした有害鳥獣による農産物の被害が多発し、かつ、広域化しており、中山間地域を中心に深刻な問題となっている。このようなことから、官民が協働し有害鳥獣の駆除、侵入防止のための防護柵の設置等に取り組んでいるが、捕獲個体処置とした埋却場所の確保や焼却処理経費の増大、野生イノシシによる豚熱感染症への対策などの問題も生じており、鳥獣被害対策に要する市町村の財政負担の増大と有害鳥獣対策に係る担い手の不足等により、今後継続して被害防止対策を講じていくことが極めて困難な状況にある。

よって、農業者が営農意欲を失うことなく、持続的に水田農業に取り組めるよう次の事項について、特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 「5年の水張り要件」について、水稻作付けによるもののほか、湛水管理を1カ月以上実施し、かつ連作障害による収量低下が発生していないことをもって、水稻作付けが行われたものとみなす旨の要件緩和策を新たに追加したが、排水対策を行った水田に湛水機能を復活させ水を張ることは、大豆、飼料作物及び露地野菜を中心とした転作作物の大幅な生産減少や適期作業の遅れによる収量・品質の低下を招く恐れがあり、農家の経済的負担も大きくなることから、5年間で一度も水張りが行われない農地を交付対象水田から除外するという見直し要件は撤回すること。

また、現支援内容では農地の賃貸借料も支払えない状況であり、輸入に頼らない国産飼料の生産拡大に必要な多年生牧草への支援のあり方を再度構築すること。食料自給率向上に貢献している自治体やJAとの意見交換を行い、現場の状況を把握した上で政策を検討し、内容全体を再考すること。

2. 水田を借用して自給飼料の確保に努めている畜産農家が多い中、国は、多年生牧草の戦略作物助成について、播種を行わず収穫のみを行う年の単価を35,000円/10aから10,000円/10aに減額したが、見直しされた交付要件による交付金の減額が続いた場合、賃借料の負担増が見込まれ、畜産農家が農地を返却することや、経営圧迫による廃業も懸念され、結果的に耕作放棄地の増加にもつながることから、

交付金の削減に対する支援措置を速やかに講じること。

3. 畑地化促進事業等を拡充するなど、交付対象水田から除外する取組である畑地化への移行を促すこととしているが、このような支援は一時的なものであり、支援終了後における農業経営の継続が大きな課題となることから、交付対象水田を畑地化した場合にあっては、農家所得が減少することなく、意欲を持って生産活動に取り組める継続的な支援措置を速やかに講じること。
4. 水田活用の直接支払交付金の引き下げを行ったものについて、従前の額に戻すこと。
5. 稲作農家等の所得を確保し経営の安定を図るため、主食用米の需給調整の仕組みについては、取組状況の検証結果による見直し検討を継続的に行い、全国・各産地において需要に応じた米生産が着実に実施できるよう、より実効性のある体制整備の推進を図っていくこと。併せて、少子高齢化に伴う主食用米需要量の減少は、米の需給環境の厳しさを助長しており、需給環境の改善への取組は生産者、関係団体及び自治体だけでは限界があるため、備蓄米の買入数量を拡充すること。
6. 食料自給率の向上や収益力の高い水田農業を実現するためには、国産農産物の利用拡大を図るとともに、水田のフル活用を推進することが重要であることから、新市場開拓用米（輸出用米）、飼料用米、稲発酵粗飼料用稲、米粉用米などのほか、麦、大豆、子実用とうもろこし等の作付けを推進する水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成や産地交付金など、現行制度の恒久化と安定した財源の確保を図るとともに、コメ新市場開拓等促進事業や畑作物産地形成促進事業等の継続及び必要な機械等の整備を支援すること。また、飼料自給率の向上など、喫緊の課題に対応する支援制度を早急に充実させること。
7. 米の需給改善のため、主食用米の消費拡大に加え、飼料用米等の非主食用米の利用拡大に対する効果的な対策を実施すること。また、更なる米の輸出拡大及び国内の米需給バランスの改善や学校給食における米飯給食日の拡大により、長期的な米の消費拡大を図ること。
8. 国の制度である「収入減少影響緩和交付金（ナラシ交付金）」について、概算での当該年中の支払いなど、早期支払いを実施すること。また、当該制度により支援されない農業者を対象に、米価の下落分を補填する支援策を講じること。
9. 農業者が安心して農業経営を行うことができるよう、収入減少影響緩和交付金（ナラシ交付金）や収入保険制度などの補償制度に対して、全ての農家が加入できるよう加入要件の見直しを含めた条件緩和を行うとともに、稲作農家等を対象とした燃油及び肥料などの輸入原材料高騰に対応するため、価格安定を目的とした補てん金交付による新たなセーフティネット制度を講じること。
10. 鳥獣被害防止総合対策交付金制度の一層の拡充を図るとともに、国・県が主体となり有害鳥獣の生息状況の的確な把握とあわせ、野生鳥獣肉（ジビエ）の放射能及び豚熱の検査体制の強化と検査費用等の支援の拡大、捕獲した個体の広域的な処理を可能とする施設の整備及び支援、また関係機関との横断的な推進体制の構築等、市町村の枠を越えた総合的な対策を実施すること。

農業政策の充実強化について

農業においては、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化、急激な円安の進行、ロシアによるウクライナ侵攻を要因とした穀物等の輸出規制等によって、電気、原油等のエネルギー、肥料、飼料等の価格が高騰し、農業を取り巻く情勢は深刻なものとなっている。

このような中で、国は、農政の憲法である「食料・農業・農村基本法」を 25 年ぶりに改正するとともに、今後策定する「食料・農業・農村基本計画」において、食糧自給率をはじめとした具体的な目標や施策を定めていくこととしている。

また、近年は有害鳥獣による農産物の被害が多発、かつ、広域化しており、中山間地域を中心に深刻な問題となっている。

よって、国は、地方の基幹産業であり、国民の食生活を支える農畜産業の持続的な発展が図られるよう、次の事項について特段の措置を講ずるよう要望する。

記

1. 食料安全保障の強化や安定供給の確保対策について

- (1) 食料の安定供給の確保は国の基本的な責務であり、先進国の中で最低の水準となっている我が国の食料自給率を向上させるため、適地適作の視点に立った農産物の生産振興と国産農産物の消費拡大に積極的に取り組むこと。
- (2) 将来にわたり食料が安定的に供給できる体制を確立するため、農業者が再生産可能な所得が確保できる適正な価格形成に向けた仕組みづくりや食料安全保障のための直接支払制度を創設すること。
- (3) 将来にわたる食料の安定確保と農業生産基盤の維持に向け、自治体が独自に実施する地産地消の取組などに必要な支援をすること。
- (4) TPP11 協定をはじめとした各協定等の発効に伴う地域農業への影響が懸念されるため、設立段階からの法人への支援はもとより、家族農業など小規模農業での経営確立と、安全安心な国産農産物の食料自給率の向上に資する持続可能な力強い農業の確立に向けた施策を展開するため、実効性のある予算を確保すること。
- (5) 食料安全保障強化や食糧自給率・持久力向上に資する米粉用米について、国内生産の拡大や転作及び経営転換への支援を総合的に実施すること。
- (6) 不測の事態に備え、農業生産資材等の調達先の多様化及び備蓄の強化を図ること。

2. 担い手対策等の推進について

- (1) 持続可能な農業を推進するため、農業が魅力ある産業であると認知され、職業として選択されやすくするため、農業所得の増につながる対策等を講じること。また、農業の担い手の確保ができるよう新規就農者育成総合対策の交付要件を緩和するとともに、後継者に向けた支援の拡充を図ること。
- (2) 地域計画に位置づけられていた担い手への支援の拡充や、地域の特性を踏まえた効果的なスマート農業技術の活用等により、農業経営を持続させ、農地を守っていくための取組を一層強化すること。
- (3) 新規就農支援における年齢等の要件緩和や経営の継承、生産者の大規模化や法人化の支援等、多様な担い手の確保に向けた取組を推進すること。

3. 経営所得安定対策等の充実強化について

- (1) 水田農業経営の安定化に向け、米の需給と価格の安定が図られるよう万全の対策を講じるとともに、水田活用の直接支払交付金の財源確保・拡充・恒久化やナラシ対策の一体化を進めるなど、農業セーフティーネットの充実を図ること。
- (2) 水田活用の直接支払交付金をはじめとした水田への支援策について、生産者が将来を見据えて適切に経営判断ができるよう、長期的な視点から制度を見直すこと。
- (3) 水田活用の直接支払交付金の見直しを受け、生産現場では将来の産地形成に向けた話し合いや取組に着手したところであるから、令和7年度以降も水田の畑地化による畑作物生産の本格化に向けた支援を継続するとともに、必要な予算を確保すること。
- (4) 水田活用の直接支払交付金における飼料用米への戦略作物助成について、令和6年産米から一般品種の助成水準を引き下げたが、飼料用米の実需・作付意向及びそれを担保する種子量を明らかにし助成水準の検討を行い、一般品種の引下げ方針を見直すこと。
- (5) 水田活用の直接支払交付金対象水田において、水田機能を維持しながら産地交付金を受け、水張りの前後で収量を維持するためには、しっかりとした排水対策が必要であることから、産地交付金対象作目が湿害による生産性の低下を招かないように新たに排水対策を行うこと。
- (6) 経営所得安定化対策推進事業については、畑作化等の新たな確認事務の増加に加え、郵券代や雇用賃金等の諸経費の上昇があり、対応が困難になっていることから、必要な予算を恒久的に確保すること。

4. 生産資材等の価格高騰対策について

- (1) 生産資材の価格高騰を踏まえ、早期に農畜産物の生産・物流等のコスト指標づくりを推進しつつ、持続的な食糧供給に必要な合理的な価格形成に向けた法制化を進めること。
 - (2) 物価高の影響による農業資材の価格高騰については、生産者は価格上昇分を販売価格に転嫁することも困難であり、営農継続の危機にある中、国は、農業資材の価格高騰に対する影響緩和の枠組みを創設したものの、物価高騰の収束が見通せない状況であるため、今後も支援を継続するよう見直しを図ること。
 - (3) 消費者の理解を得ながら継続的な食料生産ができるよう、消費の実態を踏まえた上で生産費用を適切に転嫁した価格の形成を図るとともに、生産者、加工業者、流通業者、消費者が社会全体でともに支える持続可能な食料システムの構築を推進すること。
 - (4) ウクライナ情勢の長期化等により生産資材の更なる価格上昇が懸念されることから、肥料や輸入粗飼料等の生産資材の高騰に対応した新たなセーフティーネット制度の創設や経営所得安定対策等交付金及び日本型直接支払交付金等の交付金単価へのコスト上昇分の反映を図ること。
 - (5) 配合飼料価格が高止まりしている状況下においても実態に即した支援が講じられるよう配合飼料価格安定制度の見直しを行うこと。
 - (6) 粗飼料の安定供給のためには、国産の飼料利用を促進する必要があることから、国産粗飼料の利用拡大等に取り組む生産者に対する支援を更に充実させること。
 - (7) 農畜産物の生産者が高騰する生産資材価格を反映した適正な販売価格を形成できるよう、国が積極的な広報を展開することにより、国民の理解が得られる環境整備をするとともに、カレント・アクセスによる輸入品目や輸入量は、国産の在庫状況を勘案した上で決定し、特に減産を強いられている牛乳・乳製品等にあつては、国内需要を喚起し、輸出を強化するなどの新たな需要創出の対策を講じること。
5. 高温等の異常気象に伴う農作物の品質や収量の低下により被害を受けている生産者を支援するため、被害の実態を早急に把握し、既存のセーフティーネット制度では救済できない生産者に対する緊急支援制度を構築するとともに、高温耐性を持つ品種や技術の開発、灌漑設備の整備等、気候変動に対応した農業対策を加速すること。
6. 老朽化した基幹水利施設や水管理システムを整備・更新することは、維持管理費の軽減による安

定した農業経営を図るためにも必要不可欠なことから、農業農村整備に係る十分な予算を確保すること。

7. 多面的機能支払交付金については、農用地、水路、農道等の地域資源の適切な保全・管理に大変有効であり、地元からの期待も非常に大きく、今後も共同活用や長寿命化活動の増加が見込まれることから、本交付金の事業を着実に推進するため、要望量に見合う予算を確保するとともに、速やかに交付すること。

また、活動組織の負担軽減を図るため、交付事務の簡素化を図ること。

8. 有害鳥獣による農作物の被害は生息域の拡大等により年々増加しており、経済的損失のみならず生産意欲の低下にもつながるなど、喫緊の課題となっていることから、鳥獣被害防止対策の三本柱とされる生息環境管理、被害防除、捕獲それぞれにかかる補助金・交付金について、十分な財源の確保と制度の拡充を図ること。

国土交通政策の充実強化について

地域公共交通は、地域住民が日常生活を送るために必要な移動手段であり、重要な社会インフラであるが、少子化と人口減少が進む地方においては、利用者の減少に伴うサービスの低下に加えて、賃金水準や労働環境の条件面を背景に、鉄道・バス・タクシーの乗務員不足や鉄道の保守・管理業務に従事する現場職員不足が顕在化していることから、地域の実状を踏まえた公共交通ネットワークの再構築を図っていくとともに、公共交通を維持するための担い手確保に向けた新たな方策の検討が必要となっている。

現在、地域鉄道の安全輸送対策のため、国では鉄道軌道安全輸送設備等整備事業により支援しているが、予算措置が十分でないことから、計画的かつ着実な安全対策に支障をきたし、鉄道事業者と沿線市町村の負担が非常に大きくなっている。

公共交通の運行維持に係る地方公共団体の経費に対しては、特別交付税が措置されており、路線バスは運行維持への補助に要する経費の8割が措置されるのに対し、地域鉄道は施設整備への補助に要する経費の3割しか措置されていない状況にある。

また、トラック運送事業者の時間外労働規制の厳格化により、物流の停滞が懸念されている（物流の「2024 年問題」）。

この問題への対応をはじめ、今後の物流の適正化や生産性向上を図るためには、荷主企業をはじめ物流事業者や一般消費者が各々の立場で担うべき役割を再考し、物流が直面している諸課題の解決に向けた取組を進めることで、持続可能な物流の実現につなげることが必要不可欠である。

一方、昭和 50 年の供用開始以来、青森県南・下北地域及び岩手県北地域における高速交通の要衝として、経済社会の発展や観光振興、県民生活の向上に大きな役割を果たしている三沢空港は、米軍三沢基地、原子燃料サイクル施設、I T E R 関連研究施設等の関係者における交通拠点としても重要な役割を担っている。

これまで各種利用促進活動に努めてきたこともあり、1 日 3 往復だった三沢・羽田線が暫定的に 4 往復に増便された一方、駐車場の満車状態が恒常化しており、繁忙期においては、第 1 駐車場（国有地）及び第 2 駐車場（市有地）はともに駐車スペースが不足する状況にある。

各駐車場の管理者が異なることから、相互間の動線確保が困難であるとともに、第 2 駐車場は未舗装部分が多く、照明施設等が未整備であり、利用者にとって不便であることから、三沢・羽田線の 4 便化や各航空路線を維持していくためには、空港周辺環境整備が急務となっているが、空港所在自治体のみで整備費用を負担することは困難な状況である。

さらに、東北地方は、毎年の恒常的な降積雪に伴う冬期間の産業経済活動の停滞と市民生活の障害を取り除くことが長年の課題となっている。

これまで雪対策については、機械除排雪のみならず、恒久的な雪処理施設として流・融雪溝や歩道融雪施設の整備などに取り組んでいるところであるが、冬期間における都市機能の維持や市民生活の安定を図る上で課題が多く、国との連携の強化や更なる支援、除排雪業務の D X 等による効率化・省力化を必要としている。

よって、国は、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 地域公共交通の維持に対する支援について

地方における地域公共交通の担い手確保に資する、賃上げへの補填など、新たな支援策を構築するほか、地域鉄道の安全輸送確保と持続的な運行を図るため、国庫補助制度の十分な予算措置と、路線バスと同等の特別交付税措置による地方公共団体の負担軽減を図ること。

2. 持続可能な物流の実現に向けた対策の強化について

- (1) 運転手の労働環境を改善し、人材の確保を促進するため、荷待ち時間や手荷役に対価を支払わない荷主企業の監視及び指導を強化すること。
- (2) トラック輸送事業者の経営を安定化させ、運転手の賃金に還元できるよう、価格転嫁の交渉に応じない荷主企業の監視及び指導を強化すること。
- (3) 最適な輸送手段を活用したモーダルコンビネーションに取り組む荷主企業や輸送事業者に対し、財政的な支援や事業者間のマッチングを提供すること。
- (4) 燃料費・物価高騰の影響により、厳しい経営状況にあるトラック輸送事業者に対し、事業継続に向けた財政的な支援を講じること。

3. 地方空港の機能強化について

三沢空港の利用者が安定的に駐車場を利用できるよう、同空港の周辺環境の見直しを図るとともに、共生社会実現に向け、バリアフリー化や駐車場相互間の連続性確保など、同空港の一体的な整備を行うこと。

4. 除排雪対策への支援について

- (1) 「積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画」を着実に実施するための十分な予算を確保するとともに、特別交付税の算定において見込むことが困難な、調査時点以降に生じた大雪災害時の除排雪経費について、災害復旧事業と同等の地方債制度を創設すること。
また、少雪時におけるオペレーターの人件費など除排雪体制維持のための経費に対する支援制度を創設すること。
- (2) 豪雪地帯対策基本計画の実施に必要な財政上の支援を推進するとともに、雪寒指定道路以外の市道の除排雪経費及び通学路等歩道の安全確保や屋根雪処理が困難な世帯に対する除排雪等、緊急を要する経費について十分な財政措置を講じること。
また、ICT 等を活用した除排雪の省力化・効率化に関する取組や雪寄せ場の確保にもつながる危険な空き家への対策へ支援すること。
- (3) 豪雪等により除排雪に係る経費が多額となった場合、速やかに特別交付税を重点的に配分するとともに、市町村道除雪費補助臨時特例措置等による財政支援を確実に実施すること。
また、地方自治体が万全の道路除雪ができるよう、除雪機械購入費について、「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」に定める補助率2／3を充足する国庫支出金総額を確保すること。
- (4) 安全で快適な歩行者空間を確保するため、生活道路への流・融雪溝整備に対する十分な予算を確保するとともに、雪寒指定道路以外の市道における歩道除雪の協力団体に貸与するハンドガイド式除雪機の購入費に関する支援制度を創設すること。
また、豪雪や融雪時の道路施設破損等に伴う維持修繕に対して、地方負担の更なる軽減を図るとともに、自分で除雪を行うことが困難な高齢者等に対する「雪下ろし支援」における財政措置に加えて、自治会や除雪ボランティアが地域ぐるみで行う高齢者等の間口除雪を支援する際に必要となる経費について財政措置を講じること。

国土交通政策の充実強化について

都市、上下水道、道路、住宅、鉄道、自動車、港湾等の社会資本の整備及び維持管理は、安全・安心な社会生活を確保するために必要不可欠である。

特に、近年、頻発する集中豪雨や地震、記録的な大雪等により多くの被害が発生していることなどにより、自治体の財政的な負担が増加する中、安全で災害に強いまちづくりのため、インフラの整備はもとより、ソフト面の対策も重要となっている。

また、人口減少、マイカーの普及等により地域の公共交通機関の利用者数は低迷しており、路線の減便や廃止が相次いでいる中、高齢者等の足をいかに確保し、維持していくかが喫緊の課題となっている。

よって、国は、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 社会資本総合整備計画に基づき、継続した事業の実施が確実にできるよう、社会資本整備総合交付金について、十分な予算を確保すること。

2. 地方においては、新型コロナウイルス感染症の影響により低迷した地域経済を回復させるために、公共事業による景気の下支えが必要であることから、道路網の整備、国土強靱化など社会資本整備を強力に推進し、地域経済の活性化を図ること。

併せて、地域経済の回復を効果的に促進するため、使途を限定せず自治体の裁量で公共事業へ充当できる交付金制度を創設すること。

3. 都市政策について

(1) 人口減少・少子高齢化・自動車利用の進展に伴う都市機能の拡散、中心市街地の空洞化等の社会経済状況の変化に対応するため、都市部と郊外部双方の広域的な都市構造の再編や都市活動の利便性向上を図る新たな取組を推進する必要があることから、DX時代へ対応していくため、デジタル基盤の充実を図るとともに、都市計画法など関係法令の改正も含めた都市計画制度の見直しを図ること。

(2) 地籍調査事業を安定的、計画的に実施するため、必要な財源の確保及び国庫負担率の引上げと補助対象経費の拡大など財政措置の拡充を図ること。

4. 上下水道施設の整備・更新等に係る支援について

(1) 上水道事業は、人口減少による使用料収入の減少に加え、老朽化施設の更新等に莫大な事業費を要することから経営を圧迫している状況であり、計画的な施設の維持管理ができなくなった場合、水道管の老朽化に伴う濁りの発生、漏水による断水、道路陥没事故等の重大事故の増加により市民生活に支障を来し、人命等に関わる責任問題へ発展する可能性があることから、上水道事業に係る更新等の財政支援体制の確立及び補助採択基準の緩和を図ること。

また、改正水道法による経営基盤強化を目的とする広域化推進や施設の適切規模の見直しなどを推進するには、既存水道施設全体の再構築が必要であり、廃止、縮小となる施設解体撤去に取り組んでいる中、廃止施設自体も老朽化し、安全管理面でも課題があることから、計画的な施設の解体撤去等に係る費用について新たな国庫補助制度を創設すること。

(2) 下水道事業を国策として普及促進を位置付けていることから、施設の点検・調査・更新に係る費用、維持管理情報のデジタル化を含めたストックマネジメントサイクルの確立に要する費用等、老朽化対策全般に関する地方自治体で賄いきれない財政負担について、恒久的な更新等の予算を確保し各自治体へ十分に措置すること。

また、令和9年度以降の污水管改築に係る国費支援の要件とされているウォーターPPPについて、移行までの期間が短く事業方針決定に時間を要するため、一定期間の経過措置を設けるとともに、官民ともに知識、経験及び体制が不足していることから、導入検討に向けた積極的な情報提供や国費支援を含む運用等について柔軟に対応すること。

また、自治体が実施する下水道の基幹事業と一体となって行う末端管渠整備について、平成27年度から社会資本整備総合交付金の対象外となったが、汚水処理施設の概成の実現に向け、社会資本整備総合交付金の効果促進事業の対象とすること。

5. 道路、橋梁などの老朽化対策への早急な対応ができるよう引き続き十分な予算配分を行うとともに、中長期的視点に立った計画的な取組により公共事業の安定的・持続的な確保を図ることが不可欠であるため、効率的・効果的な包括的民間委託などの新たな維持管理の手法や制度に対し、財政措置等の支援を行うこと。

また、福島市北部地域においては、慢性的に渋滞が発生している状況に加え、新たな道路整備により混雑が増大していることから、福島都市圏北部の交通の円滑化に向け「国道4号福島北道路」の計画を早期に策定すること。

6. 降雪期の過酷な雪国の現状を踏まえ、特に過疎化・高齢化が進行し、単なる除雪だけでなく、小雪時においても除雪機械及び人員の待機補償措置による常時除雪体制の維持を図るなど、地域住民の安全・安心な生活を守らなければならない自治体としての役割が増加している観点から、除雪費の財源充実・確保を図ること。
7. 空き家対策の根幹的な取組の一つとして位置付けられる空き家の除却及び利活用事業をより効果的に推進していくため、社会資本整備総合交付金空き家再生等推進事業（除却事業タイプ・活用事業タイプ）の交付要件について、基準点の引下げ及び用途・年数の緩和を図ること。
8. 新幹線鉄道の沿線地域における騒音・振動対策については、かねてより国土交通省の指導のもとJR東日本が対策を講じ、一定の改善効果が認められるものの、依然として環境基準値を超える地点が点在していることから、沿線住民の良好な生活環境の保全を図るため、新幹線鉄道の騒音・振動の低減について事業者に対し適切な指導を講じること。
9. 地方が安全・安心な暮らしや、人と人との交流が盛んな活力ある地域を形成していくために、充実した公共交通を維持していくことが重要であることから、地域公共交通の安定維持に向け、地域公共交通確保維持改善事業における人口密度や人口分布などの地域性を踏まえた対象要件の緩和、補助率の拡充及び財源の確保を図ること。
また、生活交通の維持確保については、運転手不足が深刻化していることから、運転手確保・定着のため、二種免許取得支援や人材確保セミナーの開催経費などの予算措置の拡充を図ること。
また、複数の中小交通事業者がサービスを担う地域公共交通は、加入料や手数料の負担感が強いことから大手公共交通系ICカードへの参入が困難となり、支払方式の違いによる利便性の妨げが生じていることから、国主導により公共性かつ汎用性の高い決済システムの統一化や円滑な導入支援を図ること。
10. 重要港湾小名浜港におけるカーボンニュートラルポートの形成に向け、次世代エネルギーの大規模受入基地の候補地とされている東港地区の静穏域確保のため、沖防波堤及び第二沖防波堤等の早期整備を図ること。

交通体系の整備促進について

産業・経済・文化の活性化を図り、地域の発展と市民生活の向上を目指すため、高速交通体系の整備促進は重要な課題である。いずれの路線の整備も東北地方の復興に大きな役割を果たすことはもとより、コロナ禍で大きく変化した社会情勢に順応するためにも、平常時、災害時を問わず安定的な輸送道路の確保が必要であり、地域経済の発展や災害時における緊急避難路や救援・救護道路の役割を担うことから、事業の早期完成が強く求められているところである。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 高規格幹線道路の整備について

- (1) 令和3年3月に4車線化の事業許可を受けた「利府しらかし台 IC～富谷 JCT 区間」の整備促進及び、令和6年3月に事業許可を受けた富谷ジャンクションのジャンクションフル化について整備促進すること。
- (2) 東北地域の高速道路体系のさらなる向上のため、東北縦貫自動車道との相互乗り入れをする(仮称)栗原インターチェンジの早期整備を図ること。

2. 地域高規格道路の整備について

- (1) 国道 284 号の高規格化の早期実現を図ること。
- (2) 三陸沿岸道路の更なる機能強化を図ること。
- (3) 災害発生時の迅速な復旧、復興に資する、高規格道路と直轄国道のダブルネットワーク化を図るため、また、東北中央部における太平洋、日本海地域を結ぶ地域発展には欠かすことのできない東西交通軸としての機能を確立するため、高規格道路「石巻新庄道路」の早期実現を図ること。
- (4) 仙台空港と東北縦貫自動車道を結ぶ緊急輸送路の確保に向け、また、仙台空港を活用した地域経済の更なる発展に向けたインフラの整備として、国直轄による宮城県横断自動車道の事業化の早期実現を図ること。
- (5) 広域的な横断道路として、白石・角田・山元間の東北縦貫自動車道及び国道 4 号と常磐自動車道及び国道 6 号を連結する地域高規格道路を指定し整備を図ること。

3. 一般国道の整備について

- (1) 国道 4 号の宮城県内における 4 車線拡幅の未事業区間（白石市斎川～大平森合地区・大崎市古川荒谷～栗原市高清水豊田地区）についての早期の事業化及び事業区間（大衡道路拡幅事業・築館バイパス事業）の早期供用を図ること。
- (2) 緊急輸送道路である国道 47 号の道路改良について、防災機能を高めた安全で安心な道路網の整備として通常予算とは別枠で実施すること。中でも、宮城・山形県境付近の狭隘、視界不良を解消し、安全・安心な通行を確保するため「国道 47 号県境部道路改良整備（バイパス化）」の早期実現を図ること。
- (3) 被災地の産業の再生と観光振興を支援する路線として、現在整備が進められている国道 108 号古川東バイパスについて、着実に事業を推進すること。
- (4) 産業と観光振興を支援する国道 108 号石巻河南道路」の早期整備を図ること。

交通体系の整備促進について

道路は最も基本的な都市基盤だが、地方の道路整備状況は都市部と比較して立ち遅れていることから、道路の果たす役割や地方の実情を踏まえ、利便性、快適性、安全性の向上のほか、災害時の緊急輸送、救急救命などへのリスク分散に有効であるとともに、企業誘致及び地域雇用の創出につながる高規格道路や一般国道等における道路ネットワークの整備促進が求められている。

よって、国は、地方の実態を踏まえ、今後も円滑な道路整備が推進されるよう所要の建設予算を確保するとともに、特に次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

記

1. 日本海沿岸東北自動車道の早期整備・早期完成を図ること。
 - (1) ニツ井白神 I C から蟹沢 I C 間の整備については、早期に高速交通ネットワーク形成が図られるよう、現在工事が進められている「ニツ井今泉道路」の整備促進を図ること。
 - (2) 洋上風力発電拠点化の整備が進められている能代港の利活用促進と県北地域の経済の更なる発展に向け、現在事業中の「能代地区線形改良」、「種梅入口交差点改良」、「荷上場地区交差点改良」の整備促進を図ること。
 - (3) 「遊佐象潟道路」の整備促進を図ること。
 - (4) 暫定 2 車線供用区間の 4 車線化を早期に実現すること。
 - (5) 日本海沿岸東北自動車道の重要物流道路としての指定、平常時・災害時を問わない安定的な輸送確保のための機能強化や重点支援を行うこと。
2. 秋田自動車道の整備促進を図ること。
 - (1) 北上 J C T ～大曲 I C 間を早期に全線 4 車線化すること。
 - (2) 湯田 I C ～横手 I C 間へのスマート I C 設置に係る広域的検討への支援を行うこと。
 - (3) 暫定 2 車線供用区間の 4 車線化を早期に実現すること。
3. 東北中央自動車道「新庄・湯沢」間の早期整備・早期完成を図ること。
 - (1) 「横堀道路」、「真室川雄勝道路」、「金山道路」、「新庄金山道路」の整備促進と早期完成を図ること。
4. 西津軽能代沿岸道路の整備促進を図ること。
 - (1) 西津軽能代沿岸道路については、国道 101 号では満たせない定時制・速達性を果たし、防災上の観点からも浸水区域の迂回や代替機能を有した新広域道路交通ネットワークの形成に必要不可欠であることから、早期整備が実現するよう路線調査の早期実現を図ること。
5. 国道 7 号の整備促進を図ること。
 - (1) 日本海国土軸に位置付けられている国道 7 号については、今後とも住民の安全安心と太平洋側の交通網の代替機能を確保する必要があることから、暫定 2 車線供用区間の 4 車線化や線形改良、渋滞対策としての交差点改良、緊急輸送道路としての機能強化のための無電柱化等の整備を促進し、日本海沿岸東北自動車道とのダブルネットワークの早期構築を図ること。
6. 国道 13 号の整備促進を図ること。
 - (1) 秋田・山形・福島の 3 県を縦貫する極めて重要な産業基幹道路である国道 13 号の安全で円滑な交通環境を確保するため、横手北道路の早期事業化や暫定 2 車線区間の 4 車線化整備を促進し、東北中央自動車道とのダブルネットワークの早期構築を図ること。

7. 国道 46 号の整備促進を図ること。
 - (1) 盛岡秋田道路「生保内～卒田間」の整備計画を早期に策定すること。
 - (2) 仙北市田沢湖刺巻地内の「刺巻線形改良(老朽橋架け替え)」を早期に完成させること。
 - (3) 重要物流道路指定を受けた国道 46 号については、バイパス整備や線形改良、交差点改良等の整備を促進し、重要物流道路としてその機能の早期発現を図ること。
8. 国道 105 号の整備促進を図ること。
 - (1) 「本荘大曲道路」の整備促進を図ること。
 - (2) 「大曲鷹巣道路」の整備促進を図り、北東北の物流や地域経済活性化、観光振興に資する、冬期障害・災害に強いネットワークを確保すること。
 - (3) 引き続き、大覚野峠防災の整備促進を図ること。
9. 平常時・災害時を問わない高規格道路ネットワーク等の整備促進について
 - (1) 「新広域道路交通計画」に基づく広域道路ネットワークの整備促進を図ること。
 - (2) 「シームレスな拠点連結型国土」の考え方に基づき、日本海側と太平洋側の二面活用と内陸部連結による全国的な回廊ネットワークの形成を図ること。
10. 地方創生による地域の自立と活性化を促し、将来にわたって安心して快適に暮らせる持続可能な地域づくりを支えるため、地方の都市及び地域拠点のコンパクト化とそれらを結ぶ道路ネットワークを構築するとともに、道の駅などの拠点の整備・機能強化を推進すること。
11. 過去の大規模災害を踏まえ、国土強靱化実施中期計画を速やかに策定すること。

社会資本整備及び施設老朽化対策について

市民生活の安全・安心の確保には、社会インフラである道路・橋梁等の健全な維持管理が重要であるが、これらの社会資本ストックは、高度経済成長期に集中的に整備されており、今後、急速に老朽化が進み、維持管理費・更新費の増大が見込まれる。

県内各市においては、厳しい財政状況の中、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金等を活用した、計画的な施設更新や長寿命化対策等に取り組んでいるところである。

同時に、経済・産業の振興や生活基盤の観点から、地域の均衡ある発展を図るためには、重要港湾や高次医療施設をつなぐ高速交通体系の整備促進が最重要課題となっている。

よって、国は、下記事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 社会資本の整備・維持管理に係る財政支援について

- (1) 「社会資本整備総合交付金」、「防災・安全交付金」、「道路メンテナンス事業補助金」の各予算を長期安定的に確保すること。
- (2) 公共施設及び社会インフラの老朽化に伴う調査、維持修繕、更新に係る国の補助制度及び地方債措置等の財政措置を拡充すること。
- (3) 上下水道の基盤強化に係る国庫補助制度を拡充すること。

2. 道路の機能強化等について

- (1) 国道107号は、大船渡港を発着点とする国際フィーダーコンテナ定期航路の利用促進に資する貨物輸送路線であるほか、国際リニアコライダー(I L C)の実現の折には、施設設備に係る資機材や研究機器の大船渡港からの搬送で利用が見込まれる。
よって、国道107号白石峠区間改良整備の早期着工に向け必要な公共事業費を確保するとともに、未改良区間(荷沢峠)の整備の早期事業化への支援を行うこと。
- (2) 三陸沿岸道路の沿岸市町村における防災機能の強化や地域活性化等を図るため、釜石両石 I C のフル化を含め、三陸沿岸道路全体の機能強化計画の策定を進めること。併せて、三陸沿岸道路の開通後に見えてきた新たな課題(通行止めの頻発、速度低下、休憩施設の不足、I C の利便性向上等)の解決のための機能強化を図ること。
- (3) 秋田自動車道北上 J C T ~ 大曲 I C 間の暫定 2 車線区間約 42 k m のうち唯一の 4 車線化未事業化区間である「北上 J C T ~ 北上西 I C 間」6.2 k m の早期事業化と、全線 4 車線拡幅を早期実現すること。
- (4) 令和 3 年に岩手県が策定した「新広域道路交通計画」において、将来の高規格道路としての役割が期待される構想路線として位置づけられた「(仮称)久慈内陸道路」について、高規格道路への指定に向けた取組を推進し、県北沿岸地域と県都盛岡市を結ぶ国道 281 号を最速・最短ルートで全線を整備するとともに、主要地方道久慈岩泉線を含めた幹線道路網を早期に整備するための必要な財源を十分に確保すること。
- (5) 宮古盛岡横断道路「田鎖墓目道路」及び「箱石達曾部道路」の整備促進を図ること。また、計画路線全体にわたる高規格化を図り、災害に強い「命の道」を国により整備すること。
- (6) 「国道 340 号和井内～押角工区」等の社会資本の整備を着実に実施するための必要な公共事業費を確保すること。

- (7) 宮古盛岡横断道路、国道340号の全線にわたる携帯電話の不感エリアの解消及び改善について、早期事業化や通信事業者への支援を引き続き進めること。

3. 港湾の機能強化について

船舶の入出港と荷役作業の安全性を確保するため、早急に港内の静穏度対策を行うこと。

水道事業に対する財政支援の拡充等について

水道は市民の生活に必要なライフラインであり、安全で良質な水道水の確保や災害時の給水確保等が必要であるが、近年の気候変動に伴い激甚化・頻発化している災害や、大規模地震等が発生した場合に対応するため、老朽化した水道施設の耐震化を図ることは喫緊の課題となっている。

また、国としても、水道施設（浄水場等）の耐災害性強化対策及び上水道管路の耐震化対策については、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日閣議決定）」において、重点的に取り組むべき対策に位置付けている。

一方で、地方公共団体等が行う水道施設の耐震化の取組や水道事業の広域化の取組を支援し、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的とした生活基盤施設耐震化等交付金制度を活用しても、現行では多大な財政負担が生じることとなるため、住民負担の大幅な増を視野に入れた事業計画とならざるを得ず、老朽化した水道施設の計画的な更新が進まない状況にある。

よって、地方公共団体において、生活基盤施設耐震化等交付金制度をより活用しやすくするため、下記の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 当該交付金制度の拡充策として、現行の補助率を引き上げること。
2. 各地方公共団体の要望に合わせた補助額を確実に確保することができる法律補助へと変更すること。
3. 「水道管路緊急改善事業」について、補助対象の拡充、補助採択基準の緩和を行うこと。
4. 「基幹水道構造物の耐震化事業」における基準事業費の廃止と実事業費を対象事業費に変更すること。
5. 「水道施設再編推進事業」について、採択基準を事業体の規模に応じた段階的な基準となるよう緩和すること。
6. 「水道施設共同化事業」について、広域化及び共同化の促進に繋がるよう要件を緩和すること。

